

01

A
19

C
26

F
3

2

D
919

E
59

H
3

K
32

M
8

第八回
臨時国会
重要想定問答

昭和二十五年七月



主税局

B
17

大蔵省大臣官房文書課

第八回國會議事要案要旨 目次

(主 計 局)

一	本年度石炭半当の炭価を三十四円と決定したのは実情に反しないか	一
二	各共済組合の未払金の状態如何	三
三	昭和二十五年年度の予算の執行状況如何	六
四	昭和二十四年度の決算見込如何	七
五	地方税不成立により、上半期の地方団体、政界に不足を生じたが、これに對し政府は如何なる措置を講じたか	一〇
六	義務教育教員の二十年度末半当の件	一一
七	政府は社会保障制度確立のためいかなる考案をもっているか	一二
八	鉄鋼補給金削減に伴い国内産及輸出産業の受ける影響如何	一三
九	通商船腹整理の理由如何	一四
一〇	国鉄第二次裁定問題についての政府の方針如何	一六
一一	連合国軍人等住宅管理方式如何	一七

一ニ 今次朝鮮事件関係の米軍の調達経費の一部を終戦処理費をもって負担して
いることは否いか。 一八

(主 税 局)

- 一 政府は、大減税を行うといっているが果して可能であるか。 一九
- ニ シマウプ税制使節団の再来朝にあつて、政府はいかなる点について税制改
正を行う方針であるか。 二〇
- 三 所得税を中心とする減税を行う場合にいかなる点に重点をおいて改正する意
えであるか。 二二
- 四 昭和二十五年分申告所得税の課税方針如何。 二三
- 五 昭和二十五年分申告所得税の収入見込如何。 二五
- 六 昭和二十四年分申告所得税に対する審査の処理状況。 二八
- 七 昭和二十五年分七月予定申告の指導方針。 二九

八 昭和二十五年年度の租税及び印紙収入予算について見直しを行ふ必要は否いか。 三一
九 滞納の状況及びこれに關する対策如何。 三二

- 一〇 租税の滞納状況及びその整理状況如何。 三四
- 一一 昭和二十四年度の租税及び印紙収入は予算額を上廻つたのかかわらぬ、
何お相当多額の滞納がある理由如何。 三七
- 一二 青色申告書の提出状況如何。 三九
- 一三 予定申告の事前承認申請の状況如何。 四一
- 一四 酒税の税率の引き下げは緊急に措置すべきではないか。 四二
- 一五 酒類の種類別月別収入計画と実績。 四三
- 一六 物品税について税率の引き下げ等を行うことは急務ではないか。 四六
- 一七 煙草酒税は税率を引き下げても収入しうる見込があると思ふが如何。 四七
- 一八 国内産の砂糖についても輸入砂糖と同様に非課税とする意志はないか。 四八
- 一九 織物消費税の廃止に伴い、戻税の措置をとる意志はないか。 四九
- 二〇 地方税改正案修正の要否如何。 五一

二一	地方税法改正案を修正した場合その短税負担はどうなるか	五五
二二	附加価値税の突進時期を一年延長することとした理由如何	五五
二三	農林業等の原産産物に事業税を課税しないこととした理由如何	五五
二四	市町村民税の所得割額の標準税率一八分は特に本年については高きに失し ないか	五六
二五	固定資産税の土地 家屋の倍率九〇の倍は高きに失し ないか	五六
二六	固定資産税と資産再評価との関係如何	五七
二七	固定資産税における家屋以外の備置資産の課税標準の見積額如何	五八
二八	固定資産税の税率を二七%とした場合の収入見積額如何	六〇
二九	昭和二十五年年度における固定資産税の税率は地方財政委員会規則によって 上下し得ることになっているが、税率の改正を地方財政委員会規則で行うこ とは不都合ではないか	六一
三〇	固定資産税の新設に伴い、地代、家賃の改訂を行わねばならぬと考えるが、 その方針如何	六一

(主税局税内務)

一	わが国の関税政策はどうか	一
二	関税率改正に対する政府の所見はどうか	二
三	外国人に対する課税の取扱はどうなっているか	三
四	最近に於ける貿易の状況はどうか	五
五	最近の密貿易の動向はどうか、また、その取締の現況はどうか	八
六	税関と海上保安庁との関係はどうか	九
七	今回の海上保安庁の増員に伴い税関も取締増員の必要はないか	一〇
八	今次韓国内乱に伴う密貿易上の取締方針はどうか	一一
九	関税法の一部改正の要旨はどうか	一二
一〇	税関官吏に武器の携帯を認める理由はどうか	一三
一一	司法警察権と武器の携帯との関係はどうか	一四
一二	特派官吏を定員外とする理由はどうか、また、この改正により増員を求む ることはないか	一五

(理 財 局)

- 一 国庫出納金等端数計算法の施行に伴い、その他の一般取引の端数計算について、政府は如何に考えるか 六三
- 二 昭和二十五年夜における総合資金需給及び通債発行高の見込如何 六四
- 三 国庫金の対民間収支の見通しはどうか 六七
- 四 指定預金の引上の時期はどうか 七一
- 五 国庫金の対民間収支の揚超が甚だしいため市中金詰りの原因となっているが、これが対策はどうか 七三
- 六 公同預金を引き上げて預金部預金にするためさなきだに困っている市中金詰りを更に救済することになると思うが、これが対策はどうか 七五
- 七 財政の金融へのシワ寄せの対策はどうか 七七
- 八 本年度における債務償還方針並びに償還計画はどうか 八〇
- 九 金融機関所有国債の全額償還は困難であると思われるが、具体的実行措置はどうか 八三

- 一〇 債務償還により債務種類別、相手先別の国の債務状況はどうなるのか 八七
- 一一 今年度における食糧証券の発行及び償還計画はどうか 八九
- 一二 国庫資金運用の実績如何 九一
- 一三 国庫収支の現状及び見通し如何 九五
- 一四 決済協定及び貿易協定の現状如何 九八
- 一五 外債償の現存額はどれ位あるか 一〇〇

(管 財 局)

二十四年度の公務員宿舍の建設実施状況及び本年度の設置計画はどうなっているか 一〇一

(銀 行 局)

- 一 通債金融政策の基本方針如何 一〇五
- 二 通債量に対する政府の見解如何 一〇六

三	財政と金融との調整対策如何	一〇七
四	日本銀行の信用政策について大蔵大臣はどう考えるか	一〇八
五	朝鮮の新情勢に基く金融的措置について考えありや如何	一〇九
六	領手の割引が不円滑なたの輸出が阻害されてゐるか対策如何	一一〇
七	証券金融対策如何	一一一
八	中小金融対策の現状及び改善対策如何	一一二
一〇	夏、貯蓄の金融対策如何	一一三
一一	工業手形の再割引を復活せしめる意図ありや	一一四
一二	技術金融金を設立する意図はないか	一一五
一三	預金不振の原因如何	一一六
一四	郵便貯金に対する預貯金の横流れ対策如何	一一七
一五	複金金利を引下げる考えはないか	一一八
一六	現金回収を緩和する考えはないか又貸付融資を棚上げする考えはないか	一一九
一七	金融機関に対する債務償還の見透如何	一二〇

一八	オーバー・ローンについてどう考えるか	一二二
一九	金利引下げについてどう考えるか	一二三
二〇	日銀幹部の給与如何	一二四
二一	公団預金引揚に対する金融措置如何	一二五
二二	金融債の発行及び消化状況如何	一二六
二三	金融業法の立案状況及び主たる改正点如何	一二七
二四	新銀行の設立状況如何	一二九
二五	中小金融特別店舗の運用状況如何	一三一
二六	外国銀行の現状如何	一三三
二七	銀行店舗に関する方針如何	一三六
二八	銀行の預金、貸出の状況如何	一三七
二九	銀行収益の現状及び見透	一三九
三〇	最近の預金部状況はどうか	一四一
三一	住宅建設資金の貸付方針及び利束の方針及び将来の改善措置如何	一五一

三二	委託金融機関の選定基準如何	一五三
三三	農業協同組合に対する指導方針如何 (特に貯蓄停止組合等不振農業協同組合に対する方針)	一五五
三四	農林中央金の現状及び将来の見通し如何	一五七
三五	信用組合の指導方針について	一五九
三六	信用保証協会の活動状況について	一六一
三七	戦争危険に伴う保険措置について	一六三
三八	外国保険会社の状況とこれに対する方針如何	一六五
三九	輸出信用保険の実績とこれに反映する考えかあるかどうか	一六七
四〇	民間保険と簡易保険の競合に対する打見如何	一六九

(証券取引委員会)

一	証券及び社債の最近における発行状況及び今後の発行見込如何	一七一
---	------------------------------	-----

二	市況及び売買商如何	一七五
三	証券対策如何	一七九
四	証券業者の整備及び資産内容充実について採るべき措置如何	一八〇

(専売)

一	炭料炭はこの生産計画及び方針はどうか	一八一
二	鹽産はどの需給力状況はどうか	一八三
三	公社職員の給与状況はどうか	一八六
四	昭和二十五年年度専売基金見込はどうか	一八八

主 計 局 関 係

一(問) 本年度石炭手当の炭価を三十四円と決定したのは異情に反し厚いか。

(答) 三、〇〇〇円は、昭和二十二、三年度において北海道で家庭用暖房炭として既給された八級(五、二〇〇カロリー)炭の旧公定価格を基準として、炭制廃止後にあける状況を考慮して算出したもので、現実の炭価の推移から見ても妥当な数字であると思える。

しかし、この三、〇〇〇円は、一応、石炭手当の支給額世帯当り九、〇〇〇円を算定する根拠としただけであって、政府としては、九、〇〇〇円を支給すれば、越冬石炭の購入費としては充分であるという考え方に立っている。換言すれば、五、二〇〇カロリー程度の石炭であれば三トン必要であるが、それ以上の高品位炭であれば、炭価は上るが数量は少なくて済むので、何れにしても、九、〇〇〇円程度の支給額であると思う。

なお、支給額九、〇〇〇円という数字も、CPSKによる昨年四月一、本年三月までの一年間における札幌における一世帯当り石炭購入金額、六、七三三円を基に

上廻つて居り、CPSKは環わつていない現物既給を考慮しても充分であると考
える。

二(阿) 各共済組合の未払金の状態如何

(答)

(答) 各共済組合の短期給付の会計におきまして未払額が相当多額に上つており、最
近は推算で約十億に上つておりますが、これは昨年度以来の医療費の激増による
ものであります。積金及び国庫負担金の増額を行い、収入の増加を図りますと
共に、乱診・乱療の防止等によりまして支出の減少に努め極力未払金の減少に努
力致しております。

昭和二十五年五月末各天齊組合別承取額状況調

組合名	承取額	備	注
専売	六九三、三〇、一五七		
印刷	七〇三、二八五、三〇		
営林局	一一、五四三、四九四、一三		
郵政省	一、六五四、〇九一、九〇、五		
電氣通信省	四四九、八七九、三三三、〇		
警察	八七、六三六、三九八、七五		
公立学校	一七、六三一、六七三、六〇〇		
衆議院	二、三〇、一五九、九〇		
参議院	一、二〇、三四、〇〇		
総務府	一、七〇、三一七、〇六一		
支務府	九、九六四、四六二、〇		
外務省	四四九、二五、〇〇		
大蔵省	一〇、四三一、四六六、一〇		
文部省	二六、八八三、三三六、六九		
農林省	六五、四六六、八五五、八一		

通商産業省	二、三、四八〇、八八二、六三
運輸省	二、一七〇、五、六九五、二九
厚生省	一、八八五、三、四一四、六二
労働省	一、五八三、六、六四九、九六
経済安定本部	五、八七二、二七七、七〇
裁判所	一、二八五、九、七九四、五五
会計検査院	一、一七、八三〇、二〇
特別庁連庁	九、二五三、九一二、九〇
刑務	八、一三九、二〇九、四五
国民金融公庫	一、三、八、六八六、八〇
建設省	三、六六七、八五六、三九
土木省	三、七七八、九七〇、〇〇
国鉄	二、三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
国営鉄道	二、三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
合計	一、〇〇七、五〇二、八四八、四〇

三(問) 昭和二十五年年度の予算の執行状況如何

(答) 昭和二十五年年度支出員担任為計画及ガ支出計画承認済額(昭和二十五年五月分)

区分	予算現額	支出員担任為計画承認済額	
		前月迄の累計	五月分
一般会計	六七八七三三二 九一三三三三三	一九七四九五七 四〇三三三三三	三三三三三三三 三三三三三三三
特別会計	二六九八〇三九 六四四七四八	五六六六四五 三四九六九七	三八二五二八三 三三三三三三三
合計	二二七六六七一 五五八六六一	七六四一四〇 七五三〇三三	七一五八六二〇 六六六六六六六

四(問) 昭和二十四年度。決算見込如何

(答)

昭和二十四年度一般会計剰余金見込額細

(単位十円)
二五七一現在

区分	分	予算額	最近における見込額	備考
昭和二十四年度収納滞戻入額		七四一三三三三 六二五	七五六九二二〇 四六	内訳別紙の通り
天正有歳出額		七四一〇四六 五六五	六九九五六二二 一一	
差引歳出剰余金見込額			五七三六〇 八二五	
内型年度に繰越す歳出取戻金当見込額			一八九五八〇 七四	
毎差引剰余金見込額			三八四〇二 七五一	
二三年度剰余金使用残額			二〇六五一 四五〇	
(二五年度予算計上者額)			一〇七五 一三〇	
二四年度新記に生じた剰余金見込額				

昭和二十四年度一級会計歳入歳出決算見込額

単位十円
二五六一三現在

科目	予算額	収入見込	比	致
租税及印紙収入	五、一五九、七〇、〇〇〇	五、一八一、〇三、一七二		三、一三三、一七二
官業及管有財産収入	一、七〇、九五〇、九九六	一、三四二、六三、九五三		三、三一二、九五七
雑収入	六、二七一、八〇、六八	五、六一八、四、一八七	△	六、五三三、八八一
特別収入	七、九三八、一一二	二、三〇、七、〇四一	△	五、六三一、〇七一
前年度剰余金	二、三三七、三六、四四九	四、六〇、六三、六九三		二、三三七、二四四
合計	七、四一、三三三、六二五	七、五六九、二二〇、四六		一、五、六〇、八四二

歳出

二五七、一現在

所管合計	歳出予算現額	支出見込額	翌年度繰越見込額	不用見込額
	七、四一、三三三、六二五	六、九九、五六、二二一	一、八九、五八、〇七四	二、四二、〇三、〇六六

昭和二十四年度一級会計歳出決算見込額

(昭二五、七、一現在)

部費別	歳出予算現額	支出見込額	翌年度繰越見込額	不用見込額
行政部費	三、九二、一一〇、六六、七七三	三、六一六、〇四、三〇三	一一〇、四一七、五九六	二、八四〇、二三六、一四六
価格調整費	一、七九、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇、二二二、〇八三、六二五	四、四〇、三七八、五七七	四、五八三、一三〇、九三四
国債費	一、三三、〇四二、五〇〇、〇〇〇	一、二、六九四、五九〇、四二四	〇	五、〇九、六五九、五七五
終戦処理費	二、六〇〇、八三三、九一四	七、六二八、三五一、九三二	三、三六四、五〇三、三七八	一、三二八、七〇三、三三〇
その他	三、八五一、八八七、〇〇〇	三、八二四、一八五、〇九六	七、八八八、三八一、七五六	二、九八三、〇一七、五五七
合計	一、四一、七三三、六二五	一、四、九、五八、〇七四	一、八、九、五八、〇七四	二、四二、〇三、〇六六

五(問)

地方税法不成立により、上半期の地方団体の取崩に不足を生じたが、これに対し政府は如何なる措置を講じたか。

(答)

地方税法不成立のため生じた地方取崩上の歳入欠陥に対しては第一、四半期に地方取崩平衡交付金四〇〇億円、交付と短期融資二〇〇億円により地方行政上虞憾なきを期した。即ち第一、四半期における平衡交付金予定額は三一八億円であつたが、地方税法不成立のため二八二億円の歳入不足を来す予定であつたので平衡交付金八十二億円を繰上交付し合計四〇〇億円の平衡交付金を交付したのである。尚、不足分については二〇〇億円の短期融資により措置することとした。(尚短期融資の実績は六月末一七六億円、回収一八億円、残高一五七億円である。)

尚、第二、四半期分としては七月に地方取崩平衡交付金二一八億円を交付して八月地方税法成立までの取崩上の歳入欠陥と遺憾をからしむることとした。

六(問)

義務教育教員の二十四年度年末手当の件

(答)

当時都道府県が義務教育に従事する教員に支給する年末手当の取崩については義務教育費国庫負担法の精神と鑑み、国庫においてその半額(約七億円)を負担するのを適当と看したためであるが、その機会がなかつたので差し当り都道府県の負担において支給したのであるが、これに対する措置は今後講ずる予定である。

七(問) 政府は社会保障制度確立のためいかなる考えをもっているか。

(答) 一 政府は社会保障制度を確立するため内閣におかれては、社会保障制度審議会を中心として研究を進め、また、同審議会の研究の成果は次第に結実しつつあり、六月にはその試案が発表されている。

二 基本的な方向としては、我が国財政経済の現状に即しつつ、現行社会保障制度を漸進的に統一整備するとともに、生活保護等の公的扶助制度の運営を適正化し、その前提として医療機関の整備と公衆衛生の向上をはかるにある。而してこの場合、我が国における結核蔓延の状況からみて、医療面においては、結核対策に重点がおかれるべきものと考へる。

三 二十五年予算案においては、各種社会保険関係経費(共済組合恩給を含む)として一般会計に計上された額は、一九八億円で前年度に比し五二億余増額を騰加し、生活保護費は、一五〇余億円で前年度に比し全じく三七億余増額を騰加し、この基本方向に向って一步を進め、二十六年度予算案に当たっては、更にこの点に重点をおいて政策的措置を講じたいと考へている。

(註) 社会保障制度審議会試案の要旨は次のとおりである。

1. 全国民を対象とする統一の制度とする。
2. 原則として全被用者に被用者保険の適用範囲を拡張し、各種社会保険を統一する。
3. 被用者に対する健康保険の経営主体を都道府県とする。
4. 医療に重点を置いて社会保障を構成する。
 - (1) 予防を重視して療養施設と並んで予防給付を教ける。
 - (2) 結核対策を重視し、これに要する国庫負担を多くし、結核療養の給付期間を延長する。
- (3) 一般国民の医療保険を全国民に拡充する。
5. 一般国民に無放出年金制度を設け孤児・幼児を有するか、婦・老令者に対する生活保障を期する。
6. 保険料を社会保険税として徴税機関が取り扱うことにする。
7. 児産手当てを考慮する。
8. 医療、保健衛生機関を拡充する。

- 9. 社会的扶助は概ね現行制度を整備充実にする。
- 10. 行政機構を統一し、社会保障者を設ける。
- 11. 賦 政

- (1) 事務費の大部分を国庫負担とする。
- (2) 給付費について相当国庫負担を多くする。
- (3) 社会保障特別会計を設ける。
- (4) 医療金庫を設ける。

この審議会案に基く二十六年度経費は次に掲げるとおりであるが、これは被用者数
 一、二、二七、九千人、全家族 二、八六、〇千人、一般国民 四六、八七、〇千人、平均報酬月額
 八、〇〇〇円、失業率 四%、療養費、被用者 八八四円、家族 七、〇〇円、一般国民
 六、〇〇円等と基礎とし積算している。

社会保険 億円
 五一一

備 考

国庫負担率表のとおり。この類には事務費(八割国庫負担)を含まない。

国家扶助	一〇三	国庫負担	八割
公衆衛生	一四九	国庫負担	五割
社会福祉	五八	国庫負担、事務費	八割、施設費 五割
合 計	八一		

右の中社会保険国庫負担額の内訳は次のとおり。

年 全	三	国庫負担	二割
被用者保険			
結 核	一〇〇	国庫負担	五割
その他	九二	国庫負担	二割
失 業	九六	国庫負担	一割
一般国民保険			
結 核	三八	国庫負担	五割

その他

三九

国庫負担 三割

国民年金

一四七

国庫負担 一〇割

合計

五一一

八(問)

鉄鋼補給金削減に伴い国内経済及び輸出産業に受ける影響如何。

(答)

七月一日に於ける補給金削減に係る鋼材建値の値上りは一〇%—三〇%であり
最終製品に至る迄には操業度の上昇、合理化等の相殺的契機により大体吸収され
るものと考えられる。唯原価中鉄鋼費削減の占める割合が多く且つ加工度の低い
輸出機械産業部門に於ては五%内外の原価昂騰を齎すであろうと予想せられる。
又諸種の企業努力を考慮すればさしたる国際競争力の弱体化にはならぬものと思わ
れる。

九(問) 通商船整理の理由如何

(答) 現行の船舶補助金制度は一時的補償策と通ずる内航平均約百万馬力の慢性的過剰の根本的解決策としては此の際約六十万馬力の低性能船腹を整理する方針が最も適当である。

(註)

一 特 殊 船 舶 約六十万馬力を予定する

ノ 戦 艦 船 (但 國際船隻取得船を除く)

コ 船 令 三十年以上のもの(大正十年八月以前に建造した船舶)

ニ 買上予定船格算方式

(1) 買上予定総額 約二七億円

(2) 各船型に依り保険指し価格の約五〇%を基準とする。

内訳 屯数別 買上予定総屯数 同上隻数 屯当保険指し価格 乗率

五、〇〇〇⁹/₄以上 一、五八七、〇六⁹/₄ 二二 一〇、二三六 四五%

二、〇〇〇以上 九八、九八七 四一 一四、〇二三 五〇%

一九九九以下 一四二、三〇七 一五二 一六、一六三 五五%

三 買上数乘

本年度商船管理委員会への政府補助金より船舶補助金の四月より八月迄の所要額と差引いた約二十九億を之に充てる。

10 (問) 国鉄第二次裁定問題についての政府の方針。

(答)

国鉄労働組合は、二十五年一月五日に四月以降の給与について再び新ベース
九七〇円による反松の要求を出し、当局と交渉したが、交渉不調と終り組合側
から調停申請がなされた。しかし調停委員会は「抱束力をもちたい調停の意味が
ない」として争点をそのまま仲裁委員会に移した(二五、二、一〇)。仲裁委員
会は第一次の場合はベースの引上げを正面からとりあげなかったが、今回は、ベ
ースの引上げを提示したのである。すなわち裁定の第一項では基準賃金、平均八、
二〇〇円とするものとし、第二項では、場合によってはこれに代るものとして第
一次裁定指摘の待遇切下げの改正をするものとしたのである。政府は公労法第十
六条第一項に該当するものとしてこれを再び国会に提出した。一方国鉄総裁から
裁定第一項履行のために年額六十七億円、第二項のために年額四十億円の事
算が必要であると具申し、政府は、向題の取扱に慎重考慮をめぐらしたが、本件
は現在国会継続審議中であり、国鉄予算の現状状況をも検討し、国会の審議をま
つて処理したいと考える。

11 (問) 連合国軍人専任住宅管理方式如何。

(答)

連合国軍人専任住宅公社が所有する住宅の管理は原則として終戦処理事業費
を以て建設された従前のD、H(連合国軍専任住宅)の管理方式に準ずる具
込であるが、住宅の賃貸及び賃貸料の徴収は公社独自の業務として実施するわけ
であり、住宅の管理保全に当っては財産の引継、不動産台帳の調整財産の増減報
告等の記録業務及住宅の賃貸、賃貸料の徴収等の徴集業務を行う必要があるも
目下契約書案管理方式につき司令部経済科学局と折衝中であり、近日決定の予定
である。

二二(問) 今次朝鮮事件関係の米軍の調達経費の一部を終戦処理費をもって負担している
ことはないか。

(答) 現在のところ、日本政府は朝鮮関係の分として正式調達の命令を受けたことは
ないし、朝鮮関係経費と推定されるもので支払の請求を受けたものもない。米軍
側においては、今次事件に直接必要を物資等の調達については、日本政府の負担
にならないような措置をとるものと考えられる。

(註) 米軍が原則的方针としてドル貨による直接調達の方法をとる点は、何分の指
示ある迄発表禁止、例外として終戦処理費を通じ後でドルを払戻す点は、最後
まで発表禁止。

主税居関係

一(問) 政府は、大減税を行うといっているが果して可能であるか。

(答) 昭和二十六年度予算においては、歳入予算の均衡を確保するとともに、極力歳
入を抑制し、予算総額を削減して国民租税負担の軽減を図りたい所存であつて、
歳入削減による余剰財源の確保は、課税を中心とする減税を行う考え
である。なお、昭和二十五年度中においても今後歳入の状況等とらみ合わせて、
余剰財源を確保し得る場合には国民租税負担の軽減を図りたいと考えている。

二 (問)

シヤウブ税制使節団の再来朝に當つて、政府はいかなる点について税制改正を行方針であるか。

(答)

さきに第六国会及び第七国会の議決を経てシヤウブ勅告を基調とする税制の根本的改正を實施した際であり、租税制度についてしばしば改正を行うことは租税執行面等を考慮するときは必ずしも適策ではないから、税制の体系や構成を直ちに變更する考えはないが、なお次の点については、シヤウブ税制使節団の再来朝を機として輸出の状況等ともならみ合せ、できるだけ早い機会に改正を行いたいと考えている。

- 一 まず、所得税については、改正の重点を税率控除等におき、できる限り負担の軽減合理化を図ること。
- 二 酒税・物品税については、できるだけ税率の合理的な引き下げ等を行うこと。
- 三 租税に関する制度の面においても、一層わが國の實情に即応するよう細目の点についてその改正を検討すること。
- 四 なお、地方税についても、更に實情に即するよう検討を加えること。

三(問) 所得税を中心とする減税を行う場合にいかなる点に重点をおいて改正する考え
であるか。 22

(答) 昭和二十六年度においては、歳出削減による余裕財源の相当部分を以て所得
税を中心とする減税を行う方針で目下検討中であるが、その場合には所得税にお
いては税率、基礎控除、扶養控除等を定めるだけ合理化したい考えである。その
際に改正の重点を税率におくか又は基礎控除、扶養控除等のいずれにおくかの問
題があるか、これを先にするかについては今後歳出の状況等とも関連して十分検
討することとしたい考えである。

四(問) 昭和二十五年分申告所得税の課税事務運営方針如何

(答) 申告納税制度本来の趣旨に顧み、可及的に納税者の自主的申告によって税収を
確保することに最大の努力を傾倒することは勿論であるが、善良な納税者との負
担の公正を図るため、善良でないと思われる納税者については徹底した調査を
行つて課税を究実し真正公平な課税の実現に努める所存である。これかため、
① 従来の課税方式等について反省すべき点があれば、極めて謙虚な態度でこれ
を検討し改善する。
② 改正法の趣旨の徹底を図つて、本税に対する納税者の一層の理解を深めるた
め、各報の広報的措置を講じて税法の普及宣伝を強力、且つ積極的に実施する。
③ 青色申告申請者については努めてこれを指導育成する方針を以て臨み、これ
らの納税者の正しい申告を推進することによつて記帳簿のない一般納税者の申
告成績の向上に資する。

(四) 本年から新に設けられた予定申告の事前承認制度の適正な運用により、従来の
の改正決定事務が極度に縮小されることとなるので、八月以降確定申告までの
期間を有効に活用して、個別実地調査又は戸頭調査等を本範圍に励行するこ
とによって、個々の納税者の実情に即応した課税を行うことに努める。

五(問) 昭和二十五年歳入予算に計上された申告所得税収入を確保しうる見込しがあるか。

(答) 予算額は繰越分二七五億円、二十五年分一ニニ八億円、計一五〇三億円であるが、繰越分については目下周到な計画に基づき滞り整理を著々実行しており大体予算額程度確保しうる見込かっている。一方二十五年分の申告所得税についても今までの税務署の調査によれば前年の所得に対し若干所得の増加が期待される反面、低額予定申告の事前承認制度の創設、背信申告書制度の導入等の税制の改正に伴い、申告及び課税事務の複雑的合理化が行われつつあるので、これにより自ら課税の充実に徴収率の上昇を見られると思われ、したがって、二十五年分申告所得額の収入についても、その予算額を確保するについては今後多大の努力を要する、とはしる人であるが、必ずしも不可能ではないと認する。

問二の備考

予算額計算の基礎

二十四年度実績

二十五年分の推定

一 二十五年分申告所得

(1) 経済状況の推移による二十五年分所得の対前年指数は一二二%

(2) 調査実況による税率の増加の対前年指数は一〇五%

(3) したがって課税所得の対前年指数は一二一%である。

(4) 一人当平均所得に相当する平均税率に對する適用税率の上廻り歩合は一八%である。

(5) 課税額に對する徴収歩合は七三・七%である。

二 繰越額
繰越額四二四億円に對し徴収歩合六五%として二七五億円を見込んでゐる。

二十四年分の実績はおおむね一二%程度と推定される。

税務署の簡況調査によれば、本年一月から四月までの調査所得の前年同期間分所得に對する指数は約一〇八%である。
二十五年分については税率の改正により上廻り歩合は改正前に減少するものと思われる。

昨年の実績は六三%である。
内申告分七七・五%、更正決定分三〇%。

税負担の軽減に伴い又、納税者に自発的に申告されるよう指導することにより徴収歩合の合理的上昇を期す。

二十四年五月末においては五〇億円の帯徴があつたが、四月の修正減不納欠損に因る減等のため繰越額は二二・三億円となり、そのうち五九・三%に相当する一三九億円の収入を見込。

五月末現在の繰越額は八三〇億円であるが、このうち約二三〇億円の徴ひゆう修正減が見込まれるので、既徴収額は約六〇〇億円である。

六 (問) 昭和二十四年分申告所得税の審査処理状況如何

28

(答) 昭和二十四年分申告所得税の更正決定に対する審査請求件数は、左表のとおり、一七九六六件で更正決定人員に対しては四三%である。これが処理にあつては、昭和二十五年分所得税の事前承認申請等の関係もあり鋭意これが処理促進を図り、六月末日現在でその九四%を処理し、未処理のものについては一部(大阪局)の国税局分を除き大体七月中に完了する見込である。

区分	(A) 当初課税額		(B) 更正決定		(C) 審査請求したものの		(D) 審査による減		(E) 未処理	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
全計	七九一〇	九七五二四	七三二九	九〇、八九九	四、〇〇八	五、〇七二	一、九六六	二、五八〇	二	九
予定	七三二九	八三、九三二	六、九三二	八三、九三二	三、七三三	四、三三三	一、九六六	二、五八〇	二	九
確定	七、八八五	九〇、八九九	六、〇〇八	八三、九三二	三、七三三	四、三三三	一、九六六	二、五八〇	二	九
人員	七三二九	八三、九三二	六、九三二	八三、九三二	三、七三三	四、三三三	一、九六六	二、五八〇	二	九
金額	九七五二四	八三、九三二	八三、九三二	八三、九三二	四、三三三	四、三三三	二、五八〇	二、五八〇	九	九
人員	七三二九	八三、九三二	六、九三二	八三、九三二	三、七三三	四、三三三	一、九六六	二、五八〇	二	九
金額	九七五二四	八三、九三二	八三、九三二	八三、九三二	四、三三三	四、三三三	二、五八〇	二、五八〇	九	九
人員	七三二九	八三、九三二	六、九三二	八三、九三二	三、七三三	四、三三三	一、九六六	二、五八〇	二	九
金額	九七五二四	八三、九三二	八三、九三二	八三、九三二	四、三三三	四、三三三	二、五八〇	二、五八〇	九	九
人員	七三二九	八三、九三二	六、九三二	八三、九三二	三、七三三	四、三三三	一、九六六	二、五八〇	二	九
金額	九七五二四	八三、九三二	八三、九三二	八三、九三二	四、三三三	四、三三三	二、五八〇	二、五八〇	九	九
人員	七三二九	八三、九三二	六、九三二	八三、九三二	三、七三三	四、三三三	一、九六六	二、五八〇	二	九
金額	九七五二四	八三、九三二	八三、九三二	八三、九三二	四、三三三	四、三三三	二、五八〇	二、五八〇	九	九
人員	七三二九	八三、九三二	六、九三二	八三、九三二	三、七三三	四、三三三	一、九六六	二、五八〇	二	九
金額	九七五二四	八三、九三二	八三、九三二	八三、九三二	四、三三三	四、三三三	二、五八〇	二、五八〇	九	九

七 (問) 昭和二十五年分七月予定申告の指導方針

(答)

七月予定申告が順調に行われるかどうかは、本年度における改正税法による申告所得税の課税及び徴収が円滑適正に進行されるか否かに係る問題であるので、おおむね次のような方針により努力にこれが指導及び奨励を行う考えである。

- 一、申告期待倍率等を設けることなく、予定申告書提出の奨励および申告書の記載方法の説明に重点を置き、申告すべき所得金額そのものについては、事前承認を受けたい者は、前年より低い金額で申告するようなことのないよう周知徹底する。
- 二、扶養親族の控除等は、その期限内の申告をまとめて始めて控除を認められると、いうことの注意を喚起し、申告意欲の昂揚を図る。
- 三、予定申告の重要性の認識及び申告書の記載方法については、業種団体、協同組合、商工会議所、地方公共団体等の協力を得る如く意を注ぐ外、特に申告期

29

には税務署の窓口にて予定申告相談係を特設する外、随時街頭相談所の開設をも
考慮する。

四 事前承認の中請をした納税者は勿論事前承認の中請をしなかつた納税者の手
定申告すべき最小限度の総所得金額及び税額は、組合又は団体等の協力により
これらの金額を納税者に熟知せしめるとともに第一期分の税金の納付資金を予
め準備しておくよう奨励する。

ハ(問)

昭和二十五年年度の租税及び印紙収入予算について見積りを行ふ必要はないか。

(答)

昭和二十五年年度の租税及び印紙収入の収入実績は、六月末現在において、総額
六四一億円(収入印紙については、五月末現在)であつて、予算額に対し、一四、
四%の収入である。これは前年同期の収入七〇二億円、対予算割合一三、六%に比
較すると稍々良好の成績である。しかしながら最近の経済情勢は昭和二十五年
度入予算を見積つた際基礎とした数字と若干相違を来している点があるが、まだ
第一回半期を経過した際でもあり最も問題となる申告所得税の第一期の納期は本
月末となつてゐる關係もあり今後の経済情勢の推移をみなければ見積りが必要で
あるかどうかを判定すること困難であるので今少しく時日の経過を見たと上で再
検討することとしたいと思つてゐる。

九(同) 帯組の状況及びこれに関する対策如何

(答)

一、五月末の帯組総額は、前年度分一七九億余円(七、五八四千件)本年度分二五億余円(九二千件)合計二、〇五億余円(七、六七七千件)であつて、税目別はその内訳を次は次の通りである。

所得税(源泉分)	九二億円	一五九千件
ク (申告分)	八三六	六三一八
法人税	一六三	一六八
物品税	三一	九四
その他	八三	九三八

これを前年同期の帯組総額七六一億余円(五、八六八千件)に比すれば、四四億四(三、〇六九千件)の増加を見ているのであつてこれは主として、事業所得の更正決定額に対する徴収成績が低調であることに起因するものと認められ

る。

二、右のようによ、最近帯組額が増加を見ることが国家財政運営の見地からいつて誠に遺憾なことであつて、これについては帯組となつた原因について十分検討し、若し課税が適正でない場合には、速かにこれを是正する措置を講ずる方面、完納者との負担の権衡を失しないよう帯組者については極力早期納付の措置を講ずることとし、これがため、徴税機構の整備強化を図り、九日末日までに主として申告納税所得税の繰越帯組額の整理に充分努力する考えである。

租税の滞納状況及びその整理状況如何

(答)

租税の滞納額は昭和二十五年五月末現在において税額一、二〇五億円にして内申告所得税の滞納額は八三六億円であり、この大部分は前年度より繰越にかか
るものである。これを前年同期に比較すれば総額において四四三億円、申告所
得税において三〇〇億円の増着となつてゐる。

昭和二十五年五月末現在における滞納額を税種別に見れば、申告所得税八三
六円で全額の大九三%を源泉所得税九一億円で七五%法人税一六三億円で一三、五
%を占め、その他の諸税が一五億円で九七%となつてゐる。

この様に滞納税額が依然として多額を占めてゐるのは税務署における滞納整
理従事員の不足の相俟つて更正決定審査処理等申告所得税に伴う事務分量の増
加したこと、今なお申告納税制度が充分に理解徹底せず過少申告、無申告の多
いこと、最近における金詰り等金融面の逼迫による納税資金の^乏、割賦不振

及び購買力低下に伴う滞納の増大等の悪条件の総企業経営の困難になつた等の
主なる原因であるものと思考される。

滞納整理の現況は徴収良好な成績を挙げている昭和二十四年度末現在におい
て過年度から繰越した滞納額九八八億円に対し八〇四億円八一%の整理を了し
てゐる。

処理未着額は繰越滞納額に対し一八四億円一九%である。

本年度分については昭和二十四年度末迄に発生した月延滞納額二四二四億円
に対し一四〇八億円五八%を整理し、残存滞納額の四一%一〇一六億円が昭和
二十五年度へ繰越されたがこのほう大な滞納を懐然と放置することは、単に国
家財政に及ぼす影響の甚大なることは勿論、実質的な負担の公平が期せられな
いこと、納税思想に悪影響があること等に鑑み、税収九月までの間に繰越分を
対照として滞納整理を促進する計画の下に着々実施中である。

右の対照として後税機構の整備充実を図ること即ち、国税局に徴収部の独立

国税徴収官九〇〇人の増員、検事員の訓練実施による事務及び能率の向上等を企図し着々実施の運びとなっている。

一一 (四)

昭和二十四年度の租税及び印紙収入は予算額を上廻ったのにもかかわらず、なお相当多額の滞納がある理由如何

(五)

昭和二十四年度の租税及び印紙収入の総額は五月末現在において五一八三億円に達し、予算額五、一五九億円に對し約二四億円程度上廻ったのであるが、税目別に見れば、予算額に比し申告所得税において三三。〇億円、物品税等において六億円程度減少した反響源泉所得税において一一億円、法人税において一一億円、酒税において八一億円の増収を見たと、年うじて予算額を確保し得たのである。従つてこの年の増収分がなかつたならば、申告納税所得税の減少をカバーすることができず、相当多額の歳入不足となつたものと思われ。

元来租税収入の見積りにおいては当年課税分のうちその年において収入を見込まれるものと翌年度からの繰越分のうちその年度において収入しうるものとの

合計額とを計上しているのであつて、昭和二十四年度の申告徴税所得税において
 には、当年課税額二〇八四億円のうち収入見込額一五五二億円、過年度繰越分
 三九四億円のうち収入見込額一九五億円、合計収入見込額一七〇三億円（災害
 による徴収四四億円を見込む）を予算に計上したのであるが、実際課税額
 は一九五九億円（訂正前）であつて、予算の課税見込額に比し一五五億円或少
 しており、課税が過大であつたとは考えない。しかも多額の滞納額を生じたの
 は、昨年下半年以来の金融事情等に基因して事業所得に対する更生決定に対す
 る徴収成績が不振であることに基因するものと認められる。

一三(問) 青色申告書の提出状況如何

(答) 最近における青色申告書の提出状況は、次の通りである。

青色申告申請者状況

昭二五・五・三一現在

	個人分	法人分	備	考
A. 納税義務者数	六三、五八〇、〇〇〇	二六、九九五、八		
B. 申請者数	二九、〇〇二	一三、九八五、三		
C. Aに対するBの割合	四・六	五・一		

右により明らかのように

の 個人については、まだ全体の五%弱であるがこれは最初の年度のみと考
 とあるし、青色申告書に対する課税上の取扱が一般的に周知されてい
 結果であると認められるので一層これか周知完付に努めることによつて今

換年々増加して行くものと考えている。
(2) 法人については、全体の五一%で個人に対し相当多いが、法人全部が記帳を履行すべきものと考えられるから、今後一層青色申告制度の普及徹底を願いたいと考えている。

予定申告の事前承認申請の状況如何

(答)

今日の所得税の改正により新たに設けられた予定申告の事前承認申請の期限は六月十五日であつたが、その申請者数は合計五五九、〇〇〇人(二四年分課税人員七七〇、〇〇〇)に対し七二%であつて、当初予想していた程多くはなかつたが、その内訳を見ると営業者は前年課税人員に対して一三八%、農業者に四八%となつており、農業者が比較的少なかつたのは、経済状態に変動が少いともし今回の所得税の改正によって前も多し負担の軽減を受けることとなつた結果であると認められる。これらの申請者に対しては、できる限りその負担を促進する方針で目下鋭意努力中である。

一四 (問)

酒税の税率の引き下げは緊急に措置すべきではないか。

42

(答)

酒類の需要状況等から見ると、又密造防止の見地からも酒税の税率を引き下げることは望ましいことであるが、他面わが国現下の財政事情からして、酒税に相当多額の収入を期待しなければならぬ事情にあるため本年度においては増額を行つとともに先般地方税たる酒消費税及び取引高税を統合し、且つ酒類間の税率の調整を図つた次第であつて、今直に税率を引下げるとは困難であるが、昭和二十五年酒造年度においては、酒造原料の増加に基く酒類供給数量の増加を限り、税率については相当程度引き下げを行いたい所存である。

一五 (問)

昭和二十五年酒類の種類別、月別販売計画及びその実績如何。

(答)

別表「昭和二十五年酒類手算石数の月別販売計画及び販売実績表」の通りである。

43

昭和二十五年年度酒類予算石数の月別販売計画及び販売実績表

(単位 千石)

類別	月別		計	酒		酒類		計	酒類	合計
	10月	11月		一級	二級	一級	二級			
特別級	47	49	96							
一級	44	48	92							
二級	153	136	289							
計	254	233	487							
酒類	388	344	732							
一級	49	49	98							
二級	339	295	634							
計	388	344	732							
酒類	109	111	220							
一級	109	111	220							
二級										
計	109	111	220							
合計	547	508	1055							

類別	月別		計	酒		酒類		計	酒類	合計
	10月	11月		一級	二級	一級	二級			
特別級	47	49	96							
一級	44	48	92							
二級	153	136	289							
計	254	233	487							
酒類	388	344	732							
一級	49	49	98							
二級	339	295	634							
計	388	344	732							
酒類	109	111	220							
一級	109	111	220							
二級										
計	109	111	220							
合計	547	508	1055							

備考

- 一 月別販売計画は、昭和二十五年年度酒類予算石数を前年(昭和二十一年)の月別出荷石数の年間出荷石数に対する比率により算出した。
- 二 各欄とも上掲の数字は販売実績石数である。

一六 (問)

物品税について税率の引き下げ等を行うことは急務でないか。

16

(答)

物品税については、シヤウブ税制使節団の勧告に基き昨年未第大国会の議決を経て必需品的色彩の濃厚な物品、事務用品、食料品等の多数の物品に対する課税を廃止し、その他の物品についても税率の引下げ又は又は課税最低限の引き上げ乃至新設を行うとともに取引の實情に顧みて納期を一箇月延長することとして、相当大巾な軽減措置を既に本年一月から実施した次中であるから、今直ちに更に軽減を行うことは予算の關係等もあつて困難であるかである限り早い機会に歳出との調整とも睨み合せ、収入状況を勘案して、必需的傾向の多い物品から順次課税を廃止するとともに、税率、免税点等についても改正することを目下検討中である。

一七 (問)

揮発油税は、税率を引き下けても収入しうる見込があるか如何

(答)

揮発油税は、小売業者取売価格一万六千八百九十円に対し百分の百の税率であるが、これは、揮発油が代用燃料に比し、燃料費その他の効用価値において優位にあつて租税力があること及び現下の財政事情等を考慮したことに基くのである。最近の揮発油の需給状況によれば、昭和二十五年産供給見込数量は予算の概見積つた数量(三〇五、〇〇〇キロリッター)に比し若干増加の傾向が見受けられるので、今後原油の輸入状況、揮発油の製成及び配給の實情、課税状況等五十分調査した上、税率の引き下げを検討したい考である。

17

一八(問)

国内産の砂糖についても、輸入砂糖と同様に非課税とする意思はないか。

(答)

砂糖に対する課税は米麦をはじめ諸外国においてもその例をみるものであり、又他の甘味剤例えば、カツカリン、フルチン等に対する物品税の課税の権衡上からみても決して不合理のものではない。輸入砂糖については、当初カリオア資金により輸入される食糧であること等の事情に顧みこれを非課税として来たのであるが、現在においては輸入砂糖の課税についても再検討いたしたい考えであるので、国内産の砂糖まで非課税とする必要はないと考える。ただ、砂糖消費税の税率の点については、今後十分検討したい。

48

一九(問)

砂糖消費税の廃止に伴い、炭税の措置をとる意思はないか。

(答)

政府としても種々業界の実情を調査することとし、炭税措置の技術的方法についても研究を行ったのであるが、次のような理由により極めて困難であると考えている。

- 一、昭和三十五年一月一日から既に六月以上も経過した現在において一月一日の所属高を確認するには、各業者の帳簿を基礎とする以外には証明の方法はなく、個々の物品について詳細に帳簿の記載のない営業者については、炭税をきないから不公平が生ずる。
- 二、一月一日現在において所持していたことが帳簿上証明されたとしても、そのものが納税者であるか否か又そのものの納税額がいくらかであるかを確認することが困難である。
- 三、一月一日現在の所持者からその物品の生産者まで遡って調査することは税務署側の膨大な手数と各営業者の膨大な協力を必要とするのみならず、相当

49

取期間を必要とする。

四 一月一日に所持していた卸売業者等は、実際においてその後相当多量の返
品を行つてゐるから、一時的な所持者に戻税措置をなし、現実の所持者には
戻税されないから戻税措置の趣旨に反する結果となる。

五 右のごとく生産者の段階まで遡る方法によりないで、一月一日現在におい
て所持してゐたことか帳簿上証明された場合は、適宜にその物品の納税額を
勘案し、戻税額を決定する措置を考へらるゝが、この場合は、實際に納税さ
れないものについて戻税することとなり、又規模のない個々の物品につい
て合理的に戻税額を決定することは不可能である。

(問)

地方税法改正案修正の要旨如何

(答)

今回提出した地方税法案は、さきに第七回会に提出した同法案に対して次の
ような修正を加え、負担の分散化と課税の適正化を計ることとし、新税法実施
当初の徴税の円滑な運営を期してゐる次第である。

- (一) 附加価値税の実施時期を一年延期し、その代りに、本年度に限つて現行の
事業税及び特別所得税を存置したこと。
- (二) 事業税及び特別所得税の税率引き下げ等所収の改正を行つたこと。
- (三) 固定資産税の税率を引き下げたこと。
- (四) 償却資産の評価及びこれに対する固定資産税の納付に経過的な特別の措置
をとつたこと。

(五) 市町村民税の昭和二十五年年度の賦課期日並びに昭和二十五年年度及び同三十
六年年度の納期の特例を認められたこと。

二一 (問)

地方税法改正案を修正した場合その租税負担はどうなるか。

(答)

地方税法改正案を修正し、附加価値税の実施時期を一年延期して、本年度に限り、事業税、特別所得税を課税することとしたが、事業税、特別所得税において附加価値税を昭和二十五年分において天施した場合の収入見積額四一九億円の繰上を目途として、実行の税率を二割引き下げている。又、国家資産税についても、その後の額を基いて修正前の収入見積額五二〇億円を確保し得る範囲において税率を二パーセント引き下げたのである。従つて、総額においては、租税負担には修正によつても何ら影響はないのである。

しかし、附加価値税の実施を一年延期し、それまでの間は事業税及び特別所得税を在続することにしたために、収益がないのにもかかわらず附加価値税の課税を課する事であつた者は事業税、特別所得税を負担しないこととなつたのに反して、中小の事業者は附加価値税を実施した場合に比較して若干その負担が増加する場合があると考えられる。しかしながら、この場合においても、前年の事業税、特別所得税に比較すれば相当の負担軽減になると認められる。

二二 (問)

附加価値税の実施時期を一年延期することとした理由如何

(答)

附加価値税は、当初本年一月一日から実施する予定であつたが、改正地方税法の施行が非常におくれるに至つたので、これを一月一日に遡つて実施することとが極めて困難となつた。従つて、今回当初案を修正し、附加価値税の実施時期を一年延期して、昭和二十六年一月一日から実施することとした次第である。なお、本税は、従多の長所を有しているが、世界にも前例のない全く新しい課税の試みであるから、シヤウア博士の再来期を期としてなおその課税方法等について検討することとしたい。

農林業等の原始産業に事業税を課税しないこととした理由如何

(答)

現行の事業税においては、原始産業の課税につき、農業のうち、主食に耐する部分のみを非課税としておるが、改正法案においては、農業の全部、林業及び畜産として自家労力を用いて行う畜産業、水産業及びこれらに類する事業並びに農業に附随して行い又は主として土地を利用して行う畜産業についても、非課税とした。これは、今日、市町村税として固定資産税が創設されるために、原始産業のうち土地に存する資力の強い農業、林業、畜産業については、特に固定資産税の負担が重なることを要した結果である。また自家労力を主とする畜産業、水産業については、これらが勤労的要素が強く、企業的色彩が稀である点も考慮して、事業税の課税対象から除外することとした次第である。

市町村民税の所得割額の標準税率一八％は特に本年については高きに失しな
いか。

(答)

昭和二十五年度的においには、市町村民税の所得割の標準税率は、昭和二十四年分の所得税額の一八％となつてゐるが、前年分の所得税額は今回の税制改正により前年の課税の整理合理化が行われる前のものであるから、市町村民税の負担は、前年の住民税の負担と比較して、若干増加することになる。しかし、明年度以降においては、課税合理化された後の所得税の税額を課税標準とするから、市町村民税の負担も軽くなつて来る。なお、この一八％の税率は、標準税率であるから、実際には、市町村としては、その財政事情に応じてこれ以下の税率を採用することとできるわけであり、政府としても、市町村の財政事情が許す限り、できるだけ低い税率を適用することと望んでゐる次第である。

固定資産税の土地、家屋の倍率九〇〇倍は高きに失しないか。

(答)

昭和二十五年度に限り、農地以外の土地及び家屋については償還価格の九〇倍とするにしろが、これについては、シマウア勧告において九〇〇倍という数字が示されてきたので、九〇〇倍では適当でないと考えられるので、九〇〇倍としたのであるが、これを最近における売買実例の価格に照してみると、幾分高くなるものもあり、低くなるものもあるのである。しかし、これは本年度限りの特例であつて、明年度以降においては、土地、家屋の適正な評価によつてその価格を決定することとしているのである。

固定資産税と資産再評価との関係如何

(答)

シマウア勧告によると、償却資産については「資産再評価の再評価額以下であつてはならない」と評価額の下限を指示している。改正案もこの趣旨に副つて、家屋以外の償却資産の価格については、さしあたり昭和二十五年分のみ償却資産に対する固定資産税については、(一)帳簿価格、(二)資産再評価法の規定によつて再評価を行った場合の再評価額、(三)再評価を行わないものにあつては所有者の見積価格、(四)資産再評価法の規定による再評価限度額の七〇%の額のうちいづれの額をも下らない額で仮に決定した額により計算して仮納付し、昭和二十六年九月三十日迄はその価格を正式に決定した後、仮納付の税額について清算を行うこととし、実施当初における評価と納税の事務の円滑化を計つたのである。なお、右の仮評価を行う場合において、その償却資産の時価が明らかにならざれば、若しくはこの資産再評価限度額の七〇%を下ると認められるときは、地方財政委員会の定めによつて価格を減ずることができるとして、失情に即するようにしている次第である。

固定資産税における家屋以外の償却資産の課税標準の見積額如何

(答)

固定資産税における家屋以外の償却資産の課税標準は昭和二十二年までに取得した固定資産の再評価限度額の七〇%に昭和二十三年及び二十四年中に取得した固定資産の帳簿価格の増加額を加算した金額により、法人分六四七、五四九百万円、個人分七一九五〇百万円計七一九、四九九百万円と見積られ、その算出基礎は次の通りである。

区分	昭和二十二年	再評価	課税標準	備	要
	帳簿価格	限度額			
法人	一四七、九九二	一五四、〇七五	六四七、五四九		
個人	一六、四四三	一七、一九〇	七一九、五〇〇		
計	一六四、四三五	一七二、九六五	七一九、四九九		

備考

(一) 昭和二十四、二五、二六年度は、自己資本固定比率によって推計した固定資産の帳簿価格から、土地、家屋及び無形償却資産分を差し引いた金額である。

(二) 再評価による限度額は、各年の自己資本固定比率によって推計した償却資産の増加額のうち増減及び減価償却による残存価額に再評価の倍数を乗じて得た金額の合計額である。

(三) 課税標準は、昭和二十二年までに取得した固定資産の(一)によって算出した再評価限度額の七〇%に昭和二十三年及び昭和二十四年に取得した固定資産の帳簿価格の増加額を加えた金額である。

(四) 個人分は法人分の九分の一を見込んだ。

固定資産税の税率を一七%とし、場合の収入見額如何

(答)

固定資産税の税率を一七%とした場合の昭和二十五年年度の収入見額は概算
五二〇億円であるが、その内訳は、土地に対して課する部分が一〇、八六三百万
円、家屋に対して課する部分が一〇、九八一百万円、償却資産に対して課する部
分が一、九三七百万円、過年度調定及び帯納分のうち収入見込額二一九百
万円となっている。

区分	基本	課税標準	税率	算出税額	徴収率	収入見込額
土地	一五、九七六、〇〇〇	一、三三三、五七四		二二、八七一	九〇%	二〇、八六三
家屋	一、五八八、五八四	一、三四一、一三三	一、七%	二二、七九九	九〇%	二〇、九八一
償却資産	九七三、八三二	七、九四九		一、三三三	八〇%	九、九三七
計		三、三九四、九六六		五八、八三四		五一、七八一
昭和二十五年年度における過年度分及び帯納分のうち収入見込額						二一九
合計						五二、〇〇〇

昭和二十五年年度における固定資産税の税率は、地方財政委員会規則によって
上下し得ることになっているが、税率の改正と地方財政委員会規則で行うこと
は不都合ではないか。

(答)

昭和二十五年年度における固定資産税の税率を決定するに当って、土地、家屋
以外に新たに課税範囲に加えられることとなった事業用償却資産などの程度に
把握し、評価し得るかということにかかっているのであるが、これらの償却資
産の課税の目安となる資産再評価実施額の予想がたえず、陳腐化或いは遊休化
した資産の推計にも概るべき資料がないため、再評価の実施の結果が判明し、
また償却資産に対する固定資産税の収入額の確実な見透しを得ることができ
るのは、どうしても明年一月となるものと思われる。そこで従来地租家屋税の
税率は標準税率であったのを、今回の改正で地方税決案において右の次第と
明年九月固定資産の正式評価を行つた際二十五年年度納付額を算することとし
左点を考慮して一七・七%の固定税率とし、明年一月に固定資産税五二〇億円
を確保し得る範囲において地方自治団体の代表機関である地方財政委員会の規
則によって税率を上下し得ることとする融通性を与えることとしたのである。

固定資産税の新設に伴い、地代、家賃の改訂を行わねばならぬと考えられるか、その方針如何

(答)

今回の改訂により現行の地租、家賃税が固定資産税の中に包含せられることになり、土地、家賃に対する負担は、現行の地租、家賃税に比して、約十五割方増加することとなる。固定資産税の性質上、増税相当額は現行地代、家賃の税制額のうち繰り込み、これを引き上げるべきであると考えるか、地代については、例えば二五級の土地で二割五分、六〇級の土地で八割、一〇〇級の土地で十割、家賃については大割程度の値上を要することとなる。なお、地代、家賃のうちには地租、家賃税以外の要素もありこれについては、諸物価の状況等と睨み合せて、引き上げを要するものがあるため、これらの点を勘案して最も適当とする税制価格を公定したいと考えている次第である。

一問 わが国の関税政策はどの方面にあるか

答 わが国の関税政策の基本的ラインは、現下、輸出貿易の重要性にかんがみ、関税制度を種々の工仲継貿易を促進し、国際收支の改善に寄与するとともに近い将来わが国が国際貿易機関ハバチ憲章並びに関税及び貿易に関する一般協定に加入して親善友好な国際経済の発展に寄与することを目的として諸般の施策を樹てていく。

二問 関税率改正に対する政府の所見はどうか。

答 現行の関税率表は大正十五年の一般改正を根幹とするものであるが、戦後わが国は公諸外国の紙幣、産業、貿易事情激変のため、各税率は著しく混乱しており、このまま放置することは我国経済の健全な発達、国際貿易場裡における平和的活躍に対し障害となると考えるので出来得る限り速かに根本的な改正を行うべく研究中である。その方針としてける所は次のようである。

一、従重税を種正付従価税に改めること。

二、ぜい天品等に対する従価十割の関税を廢止してそれぞれ種正付税率をあん配すること。

三、その他においても高率と認められるものを引下げる。

四、他面戦後の新興産業に対しては種正付保護率を盛る。

三問 外国人に対する課税上の取扱はどうか。

答 輸入品に対しては、関税法及び各内国消費税法に基いて、日本人であるか外国人であるかを問わず、関税及び内国消費税を課すべき建前になつてゐる。然し占領下の現在では課税上種々複雑な問題が起つておりこれが解決に鋭意努めつてお

る。

現^状上の税署を甲上げると、関税については従来の煙草に対してのみ関税を課してしたが最近その他のものについても外国人が自己の消費のために輸入する物品に対しては免除するが国内において一般に販賣する目的で輸入する物品には関税を課することになり、更に内国消費税は七月一日より国内取引の円建の措置に伴い占領軍要員以外の外国人の消費に於てすべて課税することにしてゐる。

右の措置に伴いOSS、OAS等外国人向特殊店舗を保税倉庫に特許して外国品の蔵置を認め、販賣の際輸入と見做して内国消費税を徴収することとしたのである。

右の外 P X 辨の占領軍検閲が保有する物資につき放出せられる様存場合は之の餘輸入があつたものと見做して関税及び内国消費税を課することとしている。(註) 上記の様に内国消費税については七日一曰以来稍敷道に來つて未だ未だ蓄積な状況にある。この点を是正し外国人に対する課税上の取扱を敷道にのせるためには現行の税率を國際的視野に立つて全面的に改正することが先決問題であると懸料せられるので目下税率改正について折角研究中である。

四問 最近における貿易の状況はどうか。

答 本年上半年の貿易額は、

輸出 一千一百六十九億七千九百万円 (三億二千五百萬ドル)
 輸入 一千六百十五億四千九百万円 (四億四千九百萬ドル)
 合計 二千七百八十五億二千八百万円 (七億七千四百萬ドル)

差引 四百四十五億七千万円 の輸入超過であつた。
 これを前年同期に比較すれば輸出は^{二四%}増、輸入は^{一四%}減の増進にあたる。

又輸出の輸入に対する比率も二十三年の四六%、二十四年の五五、五%に比し本年上半期は七二、四%と非常に貿易のバランスが改善され輸出は順調であつた。その原因としては国内的には企業の合理化及び生産力の増大が実現しつつあり、又国内市場の行づまりの結果輸出に全力が注がれた点が考えられ國際的には米國市場の好況と東南アジア方面における日本品に対する需要の旺盛が考えられる外

円レートの公定及びポンドの下げに対する貿易政策の順応が一応軌道に乗つたに
めと原料される。

二 主たる輸出入品

輸出品は、^は繊維品、機械類、水産物及び同加工品、陶磁器、玩具、石炭、ガラス
及び同加工品等である。

輸入品では食料品、繊維原料品、砂糖、化学肥料、燐磁石、金属鉱、ゴム等であ
る。

三 今後の見通し

輸出については下半年より改訂実施を予想される日英通商協定が本年度の二倍
を予想され、これが実現すれば約三億ポンド七八億ドルを輸出することが出来又
我が国輸出の主力である綿糸が売物契約は十一月迄全部を切れ十二月物も半ば
契約者と云う着戻であること上半期に締結された多くの貿易協定が実施の段階に

入つてゐること海外通商事務所の設置より貿易が解消され正片競争が出来得るこ
と等を考慮すればその見通しは明るい。これをせしむるものがありとすれば
世界事情の变化如何を待ち。

輸入では援助資金によるものの減少が予想されるが、日本の自己資金による原料
品の輸入が増加するものと懸はれ食料品が現在通りとすればこれが全体に対する
比率は益々低下する傾向をたどらう。

五問 最近の密貿易の動向はどうか。また、その取締りの現状はどうか。

答 最近の密貿易はこれを地域的に見ると西方から南方にその中心が移行しつつある如くである。すなわち、昨年までは朝鮮を主要とした密貿易が圧倒的に多かつたが、今年に入つてからはむしろ、沖繩、奄美大島、台湾等の密貿易が著しい増加を示している。なお、最近までの検査実績から徴して總体的に密貿易は増加の傾向にあることがうかがえる。又最近の密貿易人はますます凶悪となり検査に際しては取締官吏に暴行、傷害を加えることがしばしばあり、一方極めて巧妙な手段を用い証拠の隠滅を策してあり、これが取締上税関官吏は非常な危険と困難に遭遇してゐる実情である。

入問 税関と海上保安廳との關係はどうか。

答 税関は正税貿易に關する事務處理に當る外、密貿易の取締の中心機關として警察及び海上保安廳の協力の下に事犯の防あつに當つてゐるが、更に密輸事犯全体についての處理の責任を有し、税関の検査したものは勿論、警察、海上保安廳の検査したものについても事件の引継を受け調査の上、報告処分又は告発を行つてゐる。一方、海上保安廳は海上犯罪全般特に不法入出国の取締を有してゐるが、元來密貿易と不法入出国とは相関連してあり、兩者の取締は車の両輪の如きもので、税関と海上保安廳とは、取締上分担と協力の關係に立つてゐるわけである。

(9)

七問 今回の海上保安庁の増員に伴い税関も取締上増員の必要はないか。

答 税関は国際交通、通商の要衝たる者な位置して、その取締りについては、密貿易取締の中心機關たる役割を持つており、かつ入出国管理事務をも併せ担当してゐるが、最近の極東における事態の緊迫化に伴い、警備又は政治目的をもつてする密入国又は資産隠蔽又は政治目的をもつてする密貿易が漸次活発化するものと予想される。従つて右のような事態に対処し密貿易及び不法入出国の取締の究壁を期するために、取締上海上保安庁と車の両輪の如き關係にある税関としても監視取締官を相当程度増員する必要があると考へる。

(10)

八問 今次韓国内乱に伴う密貿易上の取締方針はどうか。

答 今次韓国内乱の緊迫化に伴い、資産隠蔽又は政治目的をもちとする密貿易が頻りに発生するものと予想されるので、差当り税関としては特にこの方面に対する警戒を厳にするに外には犯則者の取扱については従来通りの方針をもちて臨む考
えである。

九問 関税法の一部改正の要旨はどうか。

答 今次関税法の一部改正の要旨は次の二点である。

- 一、密貿易の凶悪化にかんがみこれが取締の徹底を図るため、税関官吏に武器を携帯させ得ることとしたこと。
- 二、OSS弄外人向特殊店舗で販売する外国商品に課税することになつたため、OSS弄の由緒に基き、これらの店舗の全部又は一部を保稅倉庫に特許することとしたが、ここに添着する特許官吏の定員は現行(四八〇人)では不足する恐れがあり、他種特許官吏の特許に基きこれを一定数に確定することは併補性を欠く嫌があるのでこれを定員外として、予算の範囲内で機動的に増減できることとしたこと。

一問 税関官吏に武器の携帯を認める理由はどうか。

答 最近の密貿易はその手段が極めて凶悪となり、これが検挙取締に当る税関官吏はしばしば暴行、傷害等を蒙っている実情にあるので、税関官吏の生命、身体を保護し、且職務の執行に万全を期する必要があるからである。

(註)

一、安房監視署長(鹿兒島南方屋久島)は本年六月十九日密輸船に乗り込み
犯則調査中口ノ島へ拉致されたが、四日税関の機宜の措置により同日二十
七日ようやく救出されるに至り犯人五名を逮捕し得た。

二、最近までに税関官吏が危害を受けた事例は脅迫、野傷、重傷等合せて約
二〇〇件の多きに上つてゐる。

一問 司法警察権と武器の携帯との関係はどうか。

答 武器の携帯は官吏の職務執行が自己又は他人の生命、身体に危険を伴うよう
な環境において行われる場合は、その使用について厳重な制限の下に許される
ものであつて、その性質上原則として司法警察権を有する官吏の場合が多い。
例をば警察官、海上保安官又は麻薬取締員の如きである。然し武器の携帯及び
使用は必ずしも司法警察官に限られるものではない。税関官吏は司法警察権を
有しないが正時の密貿易の究明に伴い、その職務の執行が司法警察官と同様
の危険な状態に置かれるようになつたので、武器を携帯させることとしたので
ある。

(註) 司法警察官以外に武器を携帯している官吏の例としては、他に刑務所
看守がある。

一二問 特派官吏を定員外とする理由はどうか、またこの改正により増員を求むすべし
とはないか。

答 特派官吏は私設の保税地域その他関税法規上特殊の取扱をする場所に常時派
出してこれらの場所に設置される貨物の取扱いを取締る官吏であつて、これら
の被特許者から特許手数料を徴する等、その取扱に特殊性を有し且つ、その定
数は倉庫及び保税工場等の増設に即応して随時増減するものである。^(注)貿易の進
展するに伴い、その定員を行政機関職員定員法によつて齟齬することの不都合
は益々顕著となりつつある。よつてこの際將來も考^(本)改正に及んだ次第である。
(註) 本年七月一日以降のSS等外国人向特殊店舗で販売する外国産品に課税
することになりこれらの店舗(約一〇〇件)を保税倉庫として特許することに
なつた等の爲、特派官吏は本年度内に大体二〇〇名程度の増員は免れ難いので
はないかと懸われる。

理 財 局 関 係

一 (問) 国産出納金等端数計算法の施行に伴いその他の一般取引の端数計算について政府
は如何に考えるか。

(答) 国産出納金等端数計算法の施行に伴い国産出納金及びこれらに準ずるものの計算
は極めて簡易化されるので、国産出納金等以外の一般取引の端数計算についても右
に準じて取扱うことが望ましいと考えられるのであるが、右については特別価格で
あつて端数計算の生ずるものは今後においてできるだけ改正するように努力するこ
ととしたい。

二 (問) 昭和二十五年年度における総合資金需給及び通貨発行高の見込如何

(答) 本年度における総合資金需給見込については目下具体案を作成中であり近日中に成案を得ることになっているが、是当りの暫定見込としては次の如くである。

一 第一四半期の実績は

(一) 国庫收支は一億四億円の債務償還費の放出を含む引揚超過三億四億円であり

(二) 日銀信用は三億二億円の資金放出であるので

(三) 貸出二億二億円

(四) 貯蓄中 八億四億円

(五) 対一般金融機関一億二億四億円

(六) オペレーション 六億一億四億円

(七) その他 二億九億四億円

以上を第一四半期の引揚超過とする

四 通貨発行高は三億一億四億円であり

二 第一四半期の見込は

(一) 国庫收支は債務償還費五億九億四億円の放出を含む約一億円の引揚超過となるが

(二) 他亦において

(一) 預金部予託金の引揚は行わず、その儘市中に残置するか

(二) 国庫の指定手金一億五億四億円及び公団手金一億五億四億円の合計三億一億四億円は市

中よりの引揚を予定しているので実質的対民間国庫收支は約三億一億四億円の引

揚超過となるから

(三) 日銀信用は少くとも二億五億四億四角程度の追加放出が必要と思はれ

(四) 差引五億一億四億円の引揚超過となり

(五) 通貨発行高は三億六億四億四角程度と考えられる

三 第一四半期以降については直確を見込しは更に困難であるか、一応の指定を行は

えは、

- (一) 国庫收支は従来代金改出に伴い倉庫管理特別会計の撤廃超過三九〇億及び廣
務債還貸一三〇億円を各々三三六億円の撤廃超過となり、
 - (二) 日銀信用の追加放出は約二百億円程度必要と思はれるので
 - (三) 差引四三六億円の撤廃超過となり
 - (四) 通貨は三、四九六億円の発行の見込となる。
- 四 第四四半期においては

- (一) 国庫收支は例年の如く租税収入が巨額に上るのと特に倉庫管理特別会計の倉
庫証券償還関係、外国為替特別会計の借入金金の償還関係等を反映して約一〇七
四億円の引揚超過となる見込であるので
- (二) 日銀信用は少くとも五〇〇億円の程度必要と思われ
- (三) 差引五七四億円の引揚超過となるので
- (四) 通貨発行高は約三、九二二億円の見込である。

三 (問) 国庫金の対民間收支の見込はどうか。

(答) 第一四半期の実績は

	(単位) 億円	格致内前年同期)
一般会計	(増) 四七	(増) 一〇五
特別会計	(増) 五一	(増) 一五六
債務償還	(取) 一六〇	(取) 七
計	(増) 三九八	(増) 五八
預金貯蓄	(取) 九四	(取) 二五
金その他	(増) 三〇四	(増) 三三
合計	(増) 三〇四	(増) 三三

内前年度 (増) 三八八

であつて、前年同期に比し三三七億円の増減の差となる。然し乍ら、このう
ち、前年度予算分三八八億円の増減を除けば、本年度分としては八四億円の取
である。

右のようであるが、このうちには、第三四半期において、債務償還費として計七〇一五億円が見込まれており、これを入札しての存分、第四四半期において巨額の繰上るのほ

食糧特別会計	債務償還	五〇〇億
外国為替	一時借入金償還	三八〇億
前年度借入金		一九〇
計		九七〇

が第三四半期以前に放出され、第四四半期においてそれだけ回収され、更に巨額に返還されるからである。

四 (問) 指定預金の引上の時期はどうか。

(答) 指定預金の現在高は、約一五〇億円であるが、三月と引上指定預金を実施してからは、

第一次期限到来(五月上旬分)	五〇億円
第二次	(六月上旬分) 五〇億円
第三次	(七月上旬分) 五〇億円

のように、いづれも回収期限が来ているのである。国庫としては、金繰り上存分余額金があつたのと、かたがた市中資金不足を考慮して、今日まで指定預金の引上を行わなかったのである。政府としては、今後においても、国庫に余裕がある限りは指定預金の引上は、こざるだけ遅く行きたいと考えられているが、もしも貨幣上指定預金の引上が必要となつたときは債務償還ともならぬあわせ、金融にあまり大きな影響のないよう適當な措置を講ずることにしたい。

(参考) 大目未指定預金取高

(單位百万円)

指定預金額

目録所有高

十巨大銀行

七、九二〇

地方銀行

七、〇六二

計

一四、九八二

八三、三五八(推定)

八三、三五八

五(附) 国庫金の対民間収支の場相が甚だしいため市中金詰りの原因となつてゐるが、この場相はどうか。

(答) 国庫金の対民間収支の状況並びに見直しについては、前掲(問)の一の通りであるが、

- (1) 第一四半期においては、前年度三八八億円の揚給であつたため本年度分八四億円の取組にもむかわらず三〇四億円の揚給となつたが、このも貸付金計書の特別会計の一時借入金三一三億円を償還するという資金循環のずれの結果である。
- (2) 第二四半期、第三四半期においては、国庫金の対民間収支もそれぞれ一億揚、二三文使費と割合順調にすすむのではないかとと思われる。
- (3) 他方第四四半期においては、例年のごとく相当巨額の一〇七四億円の揚給と見込まれるが、これは第一四半期と同様、特に食糧特別会計の糧券償還関係、

外田蔵務所別会計の借入金乃至一時借入金の償還関係による資金循環の予見に
よるものである。

④ 財政と金融との被合調整の理想からすれば、対民間収支の揚格散給の波の巾を
小さくすることにありと考えられるが、糧券発行、一時借入金の借入等の国庫資
金の潤滑関係によつて、周期的な変動は受けないものと思ふ。然し乍ら財政資
金の揚格散給による金融界への影響を極く少なくするため、財政と金融との一体的
調整をけかりたい所存である。

本年度予算としては、政府支払の促進をけかるとともに、特に

(1) 債務償還費一七五億円については、市中金融機関及び一紙分の国債金融
償還を実行し資金の市中循環を目途し、

(2) 見込資金について、極力、適時に資金の放出のありようを努めるとともに

(3) 預金部資金については、原資の蓄積増加に対応し、地方債起債の何か適切各

文(期)

公田預金を引上げ、預金部、預金にするため、さなさに用つていゝ市中金融界
を更に活性化することにならうと思ふが、これが対策かどうか。

(著) 農林四公田、貸付二公田及び産業復興公田の市中預金額は、五月末現在一、二九
億円と増大されるが

(1) 公田経理を適正にすること

(2) 預金部資金からの借入金の返済、各関係別会計の歳入新村明承等の関係も
あり国庫資金として初率的運用をけかること。

(3) 政府機関の資金は、国庫金として統一的に運用すること

等々の理由により八月一日を目途として、預金部預金に切り換へることにしていゝ。
この場合七月末日現在の市中預金全額を一律に、預金部預金に切り換へると、市
中金融に非常な影響を及ぼすと思われ、この点に緩和の措置として、市中金融
機関に対する債務償還ともならぬ合わせ、第一四半期中の適當な時期にこれが引上
を実施したいと思へていゝ。

(参考)

(表) 公田買入の引上計画

七月	〇
八月	一〇〇
九月	五〇
計	一五〇

七(四) 財政の金融へのシフト等々の対策はどうか。

(表) 最近における市中金融機関及び日本銀行の貸出残高は、それぞれたのよりに増加してける。

月	市中金融機関	日本銀行
一月	六、七九一	八八五
二月	七、〇六四	一、〇五六
三月	七、四五八	一、〇八八
四月	七、五九〇	一、二三七
五月	七、七七一	一、三一九
六月	七、九五九	一、三〇一

特に日銀の貸出増の原因として、財政からの影響が主たるもののように考えられるが、この国庫資金と日銀資金との関係

昭和十四年 第四半期

(1) 国庫資金

国庫收入 $\Delta 782$

精算後金 $\Delta 933$

(2) 日銀預金 $\Delta 150$

貸 $\Delta 342$

国庫預金 $\Delta 201$

その他 $\Delta 161$

合計 $\Delta 210$

(3) (日銀券) (発行増取)

から見れば国庫資金の引当に合つて、日銀資金等に日銀貸金が増大し、財政のシワが金融に及んでいふかのようにみられるのであるが、国庫資金の増大は、財政のシワと日銀に置流したのであるから、日銀資金がそれだけ増大したとしても金融調整上の操作としなくてはならぬべきものである。自然の資金循環として考えられるべきもの

昭和十五年 第一半期

(1) 国庫資金

国庫收入 $\Delta 344$

精算後金 $\Delta 544$

(2) 日銀預金 $\Delta 202$

貸 $\Delta 112$

国庫預金 $\Delta 90$

その他 $\Delta 1$

合計 $\Delta 202$

である。

(Δ は置流)

昭和十四年 第四半期

昭和十五年 第一半期

権券 $\Delta 342$

$\Delta 327$

借入金 $\Delta 114$

一九七

一時借入金 $\Delta 28$

$\Delta 313$

新発証券 $\Delta 3$

$\Delta 9$

計 $\Delta 527$

$\Delta 422$

八月 本年度における債務償還方針並びに償還計画はどうか。

(答) 債務償還は、経済情勢の進捗に前立して、数方面から彈力的にダイナミックにシヨンを維持して行こうとするものであり、この中が実行に當つては、予算に於いて償還計画の確定して行くものについては、予算の定めるところによつて償還を行うことは勿論であるが、償還対象の確定して行かないものについては、極力資金を民間に還流することと目途として、政府、金融機関以外の一般所有並びに金融機関所有国債は、全面的に償還することとし、なお余りあるは、後全部所有国債は、全面的に償還することとし、なお余りあるは、後全部所有国債を償還したし、と云ふと考へてゐる。

(2) 右の方針に基いて左の如く償還対象を決定し、上半期に於いては、一般所有国債の殆んど全額と、市中金融機関所有国債の大半を償還し、下半期に於いては市中金融機関所有国債の大半を償還し、下半期に於いては市中金融機関所有の残額及び後全部所有国債を償還する予定である。

(1) 政府金融機関以外の一般所有のもの 一七一億円

内訳 償還期到来内国債 八

農地証券 八〇

電報国庫債券 三二

二分利国庫債券 一〇

その他一般国債 四一

(2) 市中金融機関と対象とするもの 八二五億円

内訳 借入金 六

国債 八二〇

(3) 後全部所有国債 二八〇億円

(4) 日本銀行よりの借入金(予算をもつて定められるもの) 八億円

(備考)

第一四半期中の債務償還実績

債票埋込内債 一、百、百、百

臨時軍事費借入金 三、一、〇

一般貯蓄債 九、二、六一

内債 農地証券 四、五、〇九

電話國庫債券 三、四、四七

二分利國庫債券 四、四、七

その他一般國債 八、五、八

市中金融機関所有国債 八、〇、一、三

合計 一、七、五、九、四

九 (同) 金融機関所有国債の全額償還は困難であると思われるが、本格的な発行償還はどうか。

(参) 日銀を除く金融機関の国債所有高は、

昭二五、三、末 八、三、四、億、円

昭二五、六、又(増収) 六、八、〇

(注) 開業機関及び在外金融機関分を含む。

であるが、右のうち全商銀行の三月末現在の国債使用状況は

日銀貸出担保 三、〇、九、億、円

短貸担保 八、九

国債貸付 一、六、二

合計 五、六、〇

であるので、このままだとすれば、本年四月以降償還に依りうる国債は、約二七〇億圓と見込まれるのである。

従つて、金融機関所有国債の全額償還は、一応困難であるように認められるのであ

はあむむ

(1) 日銀貸付担保としては、金融債、社債によつて代替される措置がとられ、金融債の発行が順調であることとも関連してこの制度は円滑に実施されていること。

(2) 短資担保における、金融債、社債が使用されることに慣行を改め、ご利用は日銀貸付担保と同様に実施されること。

(3) 国債貸付としては、社債、証券担保、政府払下物品証券担保、札換基金、券々の需要があるため、金融機関の国債貸付が行われるのであるが、証券担保物件としては金融債、社債、よいという制度に改める措置がとられつつあるので、この二面からの需要は増えること。

等々によつて、金融機関としては、どうしても国債でなければいけないということも制度的に解消されたものとと思われる。
また従来の銀行上存高と比べては国債が圧倒的であること、金融債、社債より国債の方がより安くと考えらるること、特に、国債の評価益に対する課税問題

類があること、等によつて、金融機関としてはその所有国債の金額債量には、前掲の乃至(3)の制度とも絡んで、負累感であつたのであるが、これらは、すべて解決された現在においては最近の金融状況とも関連し、金額債量に必ずしも対応してきていない。

政府としましては、債権債量による資金が市中に還流することを旨途として又ゆる措置を講じてきているのであるが、第一四半期としましては、八〇億円の償還を先行し、更に今後においても金融機関の協力を得て、目的の達成に当りたい所存である。

(参考) 第一四半期償還実績左の通り

(単位百円)

銀行	手戻額	実行額	償還残額
生命保険公社	五、九五一	五、四八八	四、六五
損害保険公社	一、二二五	一、二二六	一
東京中央金庫	一、〇	八	二
共済中央金庫	一、八八四	三、三七五	△ 四九一

商工中央会庫	三	三	〇
信用組合	一九	八	一
農林会社	八	七	一
計	八、〇〇〇	八、〇一三	一三

一〇 借 債務償還により債務種類別、相手差別の国の債務状況はどうなるのか。

(答) 昭和二十五年歳末における国の債務状況は、左表の通りとなる見込みであつて、債務については、十二百七十億円の減少となるが、借入金については、外国為替特別会計の借入金が増加に生じ、この償還が翌年度に入るため年度末においては、一応増加を示している。

債務償還による国の債務の状況見込

債務種類別	借入金	三、九〇七	三、六三三	増	二七〇
	借入金	八八四	一、〇六六	増	一七二
一時借入金	三、八四	七〇	減	三、一三	
外債証券	一、一八〇	一、一八〇	〇	〇	
朝鮮有価証券	一	一	〇	〇	
新発証券	九	〇	減	九	

計 三三六四 三九五四 〇 一四一〇 〇

二 相手先別

	二十五年三月末現在	二十六年三月末現在	増減
日 本 銀 行	二五五四	二、四二六	△ 一、一三八
預 金 部	八一四	五三七	△ 二八三
国 庫 金 特別 会計	二七三	三〇五	△ 三二
その他 政府	三〇	三〇	〇
前 中 金 融 機関	一、〇一九	一、四二	△ 八七七
開 業 機関 及び 左 外 金 融 機関	一四〇	一、一〇	△ 九六〇
その他 前 中	一五〇	〇	△ 一五〇
外 資 金 庫	三八〇	三八〇	〇
計	五、三六四	三、九五四	△ 一、四一〇

一 (四) 今年度における食糧証券の発行及び償還計画はどうか。

(答) 今年度者における食糧証券の発行額は、千八百八十億円であつて、食糧管理特別
会計においては、収入は年間を通じて平均さかかっているが、

(1) 第一四半期中は、食糧買入代金の支払が少いため、繰り食糧証券を償還する
時期であつて、二百三十六億円の償還を行ひ

(2) 第二四半期中においては九十四億円の償還を行つたのであつて、九月末には、
本年度における償還額八百五十億円程度と見る見込である。

(3) 第三四半期中においては、国内産食糧の放出増盛季と看するので約八百億円余の
食糧証券の発行が予定されて、十二月末には、発行額度の千七百億円近く
に達する見込であり、

(4) 第四四半期中に入ると漸次放出も減少の経路を辿り、本年度末においては、千
百八十億円程度と見る見込である。

一二(閉)

見込資金運用の支繰如何

(答)

(1) 見込資金充足以来本年七月八日迄に積立てられた見込資金は総額一六二四億
余円にのぼる。そのうち解除承認を得た金額は一四二八億円、解除実行済額は一
二七八億円である。

(2) 放出された一、二七八億円の内訳は左の通りである。

公 企 業	三一六億円
私 企 業	三一〇億円
債 務 償 還	六二四億円
経済再建及び安定	二六億円 (億円以下切捨)

(3) 公企業のうち二七〇億円は二十四年度に融通(一三〇億円)及び国債(一五
〇億)に投資されたものであり、四六億余円は本年度公企業使用計画に基き、
第一四半期中に使用されたものである。内訳は左の通りである。

国 債	四〇億円
-----	------

国自林野

六億四（何れも本年度より無償交付）

（中）私企業のうち二四、九九九、九九九千円は二十四年分として投貸されたもので内訳は左の通りである。

電	カ	一〇〇億円
海	運	八四〇
石	炭	四一〇
鉄	鋼	一四〇
化学肥料		二・八億円
化学薬品		三〇〇
農	業	〇・七〇
中小企業		三〇〇

（中）本年度私企業投資計画は全き七月八日迄に投資された金額は六〇億余円となつてゐる。内訳は左の通りである。

優先株式又優先出資	五二億円	
海	運	五・八億円
中小企業		三〇〇

優先株式は興銀動銀各一〇億円増して億円、優先出資は商中五億円農中二億円であつて、第一四半期中にその定する見込事より市中金融機関を通ずる長期資金の供給が今後促進されるものと期待されてゐる。

海運に対する投資は二十四年度の総額分に対するものであつて、追水乃至竣工引渡に充てて予定通りの融資を六月末日迄に完了した。

（中）経済再建及び安定は進歩年住宅、特定教育事業及び学童給食等に運用使用される予定であつて、七月八日迄に逓合国庫入庫住宅公社に二六億円を貸付し特定教育事業に四億余万円を貸付した。

一三(問) 國際収支の現状及び見通し如何

(答) 終戦以降昭和二十四年末迄の國際収支状況は次の通りである

(單位 百万円)

収入	支出	差額
昭和二十一年	一〇三・七	二〇四・三
二十二年	一七六・八	三四九・二
二十三年	二七四・八	三四九・二
二十四年	五七六・二	三三二・四
合計	一一四一・一	一二七四・九

右のうち貿易収支は、次表の通りである。

(單位 百万円)

輸	入
昭和二十一年	一〇三
二十二年	一七四
二十三年	二五九
二十四年	五一一
合計	一、〇四七

輸入	三〇五	五二六	六八三	九〇二	二、四一六
差額	△二〇二	△三五三	△四二四	△三九一	△一、三六九

右の表の輸入のうち対日援助基金による分は

昭和二〇、九	二一二年	二一三年	二一四年	合計
一九三	四〇七	四六四	五三七	一、六〇一

しを以つて、現在位は二三億九百万円の入超となつてゐるが、米国の対日援助基金による輸入分一、六〇一百万円を除けば、二三億二百万円の出超になつてゐた。

貿易外収支は

(単位百万円)

収入	〇・七	二・八	二五・四	六五・一	九四・一
支出	三	〇・〇一	〇・四五	六・六	一〇・〇六
差額	△二・三	二・七九	二四・九五	五八・六	八四・〇四
	昭和二〇、九	二一二年	二一三年	二一四年	合計

であつて昭和二〇、九―二一年を除いては、受取超過となつてゐる。しかし、現在のところ貿易収支に比較すると、その比重は極めて小であるが昨年未公布施行された外国為替及び外国貿易管理法並にこれに基く命令の整備とその適正な運用等により漸次増大する見込がある。

国際収支全体の見直しとしては、現在、通商協定の拡大、貿易条件の改善、外債予算制による輸入の効率化等によつて遂次改善されつつある対日援助基金に依存しない国際収支をバランスせしめることを目標として一層の努力を致したい。

面(問) 決済協定及び貿易協定の現状如何

(答)

わが国の貿易の他対外経済活動を最大限度に進展せしめるため、終戦以降、百全協定、日本側主若として在米との双務協定を殆どに締結して来たが、この双務協定は決済協定と貿易協定にわかれ、七月十日現在の状況は次の如くである。

(1) 決済協定

有効期間が概ね満期となつており、決済方式によつて相手国を分つと、

(イ) オープン・アカウント方式

インドネシア、香港、韓国、フィリピン、タイ、フランス連合、和蘭、西

独、フィンランド、スエーデン、ブラジル、アルゼンチン、埃及

(ロ) スタイルリング・キヤッシュ方式

スターリング地帯、パキスタン、ビルマ

(ハ) ドル・キヤッシュ方式

琉球、ベルギー貨幣地帯、ウルガイ、チリ、ペルー、メキシコ

(二) 貿易協定

概ね一ヶ年毎に更新されるもので、現在締結中のもの、又は期限経過後暫定的に延長されてゐるものの相手国は決済協定の場合と同様であつて、協定貿易額は、輸出三六三百万米、輸入三八四百万米、総計七四七百万米の多きに上つてゐる。

なお、双務協定の締結は国際通貨基金制度にあつては原則として要求されてゐるが、現在経済的に多難諸国に対し認められており、従つて吾国としてもこれを締結することか通貨基金参加への障害となるおそれはない。

一五(四) 外国の現存額はどれ位あるか

(答) 国債当時は実債八八百万磅、米債二八三百万磅、仏債六一百万磅、
残つていたが、昭和十八年の外債処理法によつて和洋部分の邦債へ借り替え
られたので、現在米債は実債六一百万磅、米債六七百万磅、仏債五
七百万磅、合計では邦債で二五八百万磅、円は九二億円となつてゐる。
この外に、国債以去年六月までの未払利息の累計が一八百万磅あり、これ
を計算すれば、三三六、〇〇〇、〇〇〇、円にして、三三六億円となる。

管 財 局 問 係

(問) 二十四年度の公務員宿舍の建設実施状況及び本年度の設置計画は如何なつてい
るか。

(答) 二十四年度における公務員宿舍の予算は十一億が計上され、次の要領により実
施した。

一、 戦災大都市で国家公務員数の比較的多い地方大官庁所在地として左の一都九
市とし、都市別建設割合は、(イ)都市別公務員数 (ロ)都市別住宅不足率 (ハ)都
市別建設費指数 (ニ)戦災率の他を勘案して別表の通りとした。
建設用地は極力国有地を使用することとし、各都市の建設費は別冊資料集
第一表の(一)の通りである。

二、 宿舍の設置に當つては絶対量の増加をはかるため、新築及び増設案を原則と
し、(イ)工事の急進な実施を計る要あること (ロ)資材用旭葺の制約があること
(ハ)各省^{各府}において設置手続の相当進捗しているもののあること等を考慮して左
記の通り実施することとした。

(1) 大蔵省において直接組合的に設置することを原則とし且つ新築に重点をお

くが施設費の二割程度をもって買収を併せて行うこととした

(2) 各省各庁において既に事實上着手して相当程度進捗中のもので、これを打

切ることが不可能なものの限り各省各庁において直接新築又は買収を行

うこととした。

三、公卸及び無料宿舍についてはその設置の緊急性並に施設費予算等を勘案し前

項人の買収計画に依り込みが設置を計ることとした。

四、積造及び規格

イ、耐火構造の建築方式を極力採用することとし資材予算及び都市の実情等を考

慮して概ね左の通りとしたこと

鉄筋コンクリート建設費比率 六割

新耐火構造（コンクリートブロック造） 二割

木造 二割

お十八坪の分は木造とした

ハ、家族向を原則とし、食糧分離の三部屋とした

本年度の宿舍施設予算は十二億が計上されている。その設置計画は次の通りであ

る。

一、四月二十八日閣議の宿舍審議会で決定した。（別冊参考資料参照）

二、法第十二条によつて定められている無料宿舍のうち緊急必要を認むもの設置の

ため施設費の約三割を充てたこと。

三、建設都市正一都二十三市に拡大し、その他は概ね昨年度と同様を設置方針に

よつた（別冊参考資料参照）

四、各都市の建設予定戸数（別冊参考資料参照）

都市名	予算配分率（%）	備考
東京	四〇	
仙台	五	

横	名	大	神	本	高	福	熊
屋	古	阪	戸	島	松	岡	本
三	八	三	五	八	五	六	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一〇〇
五 六 五 八 五 三 八 三

予算配分と数等の詳細は
別冊参考資料の通り

(参考)

法律によつて定められて、いる公印四四カへ既存公印二〇カを除くニニテ中)ニ十四
年表はハテ設置のこととした。 文部大臣、国家公安委員長、最高裁判所長官、又
検事総長、国務大臣へ行政官制を長官兼地方自治官、検事総長兼長官ハカ

銀行局関係

一 (問) 通債金融政策の基本方針如何

(答) 米国の対日援助の減少乃至打切に伴つて、経済自立の条件の整備を急ぐと共に、
国民生活水準の向上を期して、物価の国際水準へのサマ寄せ、補給金の削減、統
制の緩和乃至撤廃、貿易の振興等の措置がとられているが、当面の通債金融政策
は、一ドル三六〇円の単一為替レートを堅持し、国内物価水準を維持しつつこれ
らの措置を促進するための必要な合理化資金の計入と不必要な資金の抑制に重点を
おいて、円滑な資金の供給を確保せんとするものである。

二 (問) 通債量に対する政府の見解如何

106

(答) 現金通債は給与及び小口支払に使用せられるものであるから一面生産貿易の復

興に伴う右取引量の増大から増加を要請せられる面もあるが、他面取引の正常化に伴い、インフレ期におけるような不自然な需要が減少する傾向もある。

次に経済の正常化に伴い、通債量の年間における季節的増減及び月中における増減は益々戦前の状況に近づきつつある。昭和五―九年においてはこの偏は年間三〇%月中十数%に上つておるのであつて現状を直ちに当時にならせりえることは出来ないにしても取引の繁閑に応じて、相当の増減があることがわかる。

現在の物債水準を維持するについて現在の通債量が、少なすぎるといふことはないと考える。

三 (問) 財政と金融との調整対策如何

(答) 政府は昨年度予算の実施以来、財政と金融を一体として運営し適時積極的な金

融施策を講ずることによつて、デイスインフレ政策を堅持して来た。

その反面市中金融の貸出はかなり増加し、所謂オーバー・ローンの形態を呈するに到っている。

現下の経済状態においては、過渡的現象として一時的に日本銀行の貸出が増加することは、直ちに不健全であるとは云えないがこのような傾向がいつまで続くことは必ずしも望ましくないと考える。

本年度においては、国庫、見返資金、預金部等の政府部門に蓄積される資金は或る時期には相当巨額に上り、その金融に占める比重は極めて大きくなる見込であるので、これらの資金が、わが国の再建に眞に役立つような方面に積極的に再放出されるように指導調整したい。

107

四 (問) 日本銀行の信用政策について大蔵大臣はどうか考えるか。

(答) 日本銀行は大蔵大臣の策定する大きな財政金融政策の枠の中で信用の調整を行
つていゝものである。 108

中央銀行として、通債の信用を維持する等の責任を負うため、日本銀行自身と
しても自らその行動に一定の限界を持つていゝものであるが、その性格の許す範
囲内において積極的に政府の財政金融政策に協力を求めており、政府の政策の方
針に沿うよう緊密なる連絡の下に概ね適切な施策を講じておるものと認める。

五 (問) 朝鮮の新情勢に基く金融的措置について考えありや如何

109

(答) 朝鮮の新事態によつて政府の金融政策の基調が変化することはない。日本政府
としては現在の方針に従つて経済の安定及び復興を推進して行きたい考えである。
尚、新事態に伴う予算関係の措置は、当面の金融情勢に变化を与えることなく
実施することが可能であると認められる。

又、国内において今次事件関係の物資調達が行われる場合に關する金融に
ついては、一定の条件を具えるものについては日本銀行の貿易手形又はスタンプ
手形制度の活用を計つて金融の順便に資したいと考えていゝ。

大(問) 買手の割引が不円滑なため輸出が阻害されているが対策如何

(答) 一般的金詰りの影響として貿易手形の割引についても、稍々融資を受けるに當つて窮屈になつておることは認めらるが、輸出振興に必要な買手の割引は充分行われしており、日本銀行の買手再割引も四月末一三七億円に対し五月末一六七億円と増加している。

先般、大小貿易業者八十五社について実情調査した結果も、融資をうけることに困難を感じていないものが六十六社、やや液滞しているもの九社で、融資をうけられないものは十社に過ぎず、融資をうけられないものについては、業者自身の信用等について相当の理由があるものであつた。

最近の輸出増加の状況を見ても買手の割引不円滑が障害となつていゝとは認められないが、貿易金融の重要性に鑑み今後その円滑化には尙一段と努力する所存である。

七(問) 証券金融対策如何

(答) 証券市場機構を強化するための業者の整理合理化を促進するため一般金融ベースにおいて金融的支援を与えることは必要であるが、株価を支持するために特別の資金を供給することは適當ではない。

最近の市場に見られる如く株式市場は人気により支配せられるところも少なく、又適切なる財政金融政策により一般経済状況が回復し眞の企業収益力の向上あるところ証券市場は自ら活況を呈するものと思われる。

八(問) 肥料の統制撤消に対する金融対策如何

112

(答) 肥料配給公団廃止に伴い従来政府資金で賄われてきた肥料資金は一切民間資金に切り換えられることになるので、第一に農業系統機関による買入肥料の予約制の運用などにより協同組合による肥料引取の促進確保を図ると共に、これが決済資金については極力農中資金の活用を期すると共に、第二に製造業者と肥料商との間及び肥料商相互間の決済は原則として商業手形により、第三に季節的事情に基く在庫資金については倉庫証券担保金融制度その他日銀の支援により市中融資に乗せて行くようにしたい。

右各措置について政府資金、日銀資金を以て極力援助を行うことによつて最高時二五〇億円の肥料資金は概ね円滑に確保し得る見込である。

九(問) 中小金融対策の現状及び改善対策如何

(答) 政府はわが国経済における中小企業活動分野が広汎であり、その比重も極めて大きいことに鑑み、従来より、現下の情勢において可能な限りの各般の施策を講じつつあるが、更に保証制度の確立を計る等新たな措置を考慮し、この種金融の公共的重要性に鑑み、一般の金融通念に把われざる金融疏通の途を拓くことに努力中である。

尚、その具体策については別紙一覽表の通りである。

一〇(問) 夏場貯炭の金融対策如何

114

(答) 石炭は夏場においては需要の減退を見るを例とするか、生産はこれに伴って縮少することが出来ないため、四―九月の増加貯炭量は一八〇万担にのぼると云われている。

右に対し、各炭鉱は日本発送會その他の需要者で、この期間貯炭のための購入を希望するもの又は貯炭の能力あるものに努めて販売を促進すると共に、努めて自己資金によつて保有するものとするが、尙右措置によるも保有の困難な炭鉱については個々の企業の必要と信用とに応じて円滑に市中銀行より融資せしめるため、日本銀行の幹旋融資の措置をとるつもりである。この場合市中銀行の資金繰上必要な場合には日銀の資金的援助をも考慮したい。

一一(問) 工業手形の再割を復活せしめる意図ありや

(答) 日本銀行は五月八日以降工業手形の再割引を停止した。

元来、工業手形の割引取扱は戦後の生産確保の趣旨に基き特に採られた措置であり、生産の現状並びに公団の一手買取制度その他配給統制の廃止の実績に鑑み割引の取扱を継続することは適当と認め難い状況となつた為金融正常化の一環として採つた措置である。

従つて必要な生産資金の供給を図る見地から現在でも担保通格手形として優遇されており、これが再割を復活せしめる意図はない。

115

一一(問) 技術金融公庫を設立する意図はないか。

(答) 産業技術の開発を助成するため政府が財政的にも積極的支援を与えることは望ましいので、本年度予算においては特殊な研究に補助金を与えることとして若干の金額を計上した。

これを金融を以て助成する方法として特別の公庫を設置することも考えられるが、その貸付及び回収の方法、公庫の職員、監督等について所期する効果を得るためには尚相当の検討を要するものがある。

一三(問) 預金不振の原因如何

(答) 三月末のウインドウ・ドレッシング(粉飾預金)の関係で、四月は例年銀行預金が減少するが今年は、五月以降も稍及預金の増加状況が昏しくない。これは主として、国庫収支が引揚超過その他一般の金詰りで流動性の銀行預金が減少していること及び、農業共同組合の一部に貯金の制限があつたり、農村方面の金詰りで預金の払出が多いことが主なる原因と認められる。インフレが安定したため所謂貯蓄奨励運動に一般が冷淡になつたこと、及び一部に無記名預金廃止、富裕税の実施、税務検査の強化等による退職或は郵便貯金への横流れが影響しているのではないかと云われているか。無記名預金の減少以上に一般の銀行の定期預金は増加しており、若干の影響はあるとしてもさほど大きな影響があるものとは認められない。

一四 (問) 郵便貯金に対する預貯金の横流れ対策如何

(答)

一般に預貯金増加の不振が云われている際郵便貯金のみ増加が顕著なため、銀行或いは農協同組合の預貯金が郵便貯金に対して横流れしているのではないかと云われているが、戦前においても不況期においては銀行の営業預金が大きな影響をうけるに拘らず郵便貯金は大体一定の足どりで増加しておつたし、銀行預金に対する郵便貯金の比率は戦前二五%程度であつたのが、最近では十六―七%に過ぎず、郵便貯金の増加は本然なものとは認められない。郵便貯金の免税になつてゐるのはその預金限度に制限があるため、銀行預金等についても三万円までは貯蓄組合法で免税が認められ権衡を失してはいない。

118

一五 (問)

復金金利を引下げる考えはないか。

(答)

復金融資はそのほとんど大部分が長期貸出であつて、その金利は現在日歩二銭六厘から二銭九厘である。

興銀等市中銀行の長期貸付金利は現在日歩三銭二厘程度であるから、復金金利は現在でも割安である。

しかし、復金融資の対象となつてゐるものはわが国の比較的重要な産業であるし、国家資金としての見返資金の貸出利率年七分五厘(日歩二銭五毛五糸)との権衡も考慮して、その引下を研究中である。

119

一六(問)

優金回収を緩和する考えはないか又炭住融資を棚上げする考えはないか

120

(答)

優金融資の回収は国会において定められた予算通りに実施しているが、個人融資先の実情に応じて充分弾力性を以っている。

炭住融資についても、これを棚上げする考えはないが、各炭鉱企業の実情に沿ってその回収を計って行きたい。

一七(問)

金融機関に対する債務償還の見透如何

(答)

市中金融機関の手持国債保有高は三月末七九四億円であつたが、六月八の億円の償還を実施し、七月以降も逐次市中の金融情勢を勘案して償還を行つて行く考である。その償還資金の使途は特にひも付とするようなことはないが、概ね社債及び金融債の取得を通じて緊要産業の資金として放出されるよう指導している。

償還の方法は原則として各金融機関の国債手持高に按分して、四分以上の高利債と四分未満の低利債を同比率で償還するよう措置している。

121

一八(問)

オーバー・ローンについてどう考えるか。

(答)

昨年以來日銀の回復上及貸出増加等積極的な金融施策により市中金融機関の貸出はかなり増加し、これを銀行についてみれば、預金に対する貸出の割合は昨年二月末七八%であったものが、本年二月末には九一%になり、銀行經理の常道から云えば、いわゆるオーバー・ローンの好ましくない状態にあると云われるに至っている。

しかし、これを急激に修正することは産業界に対して、大きな影響があるので、預金増加等を助成して逐次修正して行きたい。

一九(問)

金利引下げについてどう考えるか。

(答)

市中金融機関の一般貸出金利の引下については昨年以來数次に渡つて引下を實施して来たが、本年三月期における銀行等の収益状況が著しく改善されていることにも鑑み、国際経済裡に立たんとするのが企業が自由競争に堪え得るよう、に金利負担を軽減して行くことが必要であると認め、各金融機関は経営の合理化にその努力を倍加して更に近い機会に引下げを具體化することを希望している。

二〇(問) 日銀幹部の給与如何

(答) 日銀幹部の年俸は次の通りである。

総 裁	一二〇万円
副総裁	九〇万円
理 事	六〇万円
監 事	四二万円

これは現在の政府職員に比較すると少々高水準にあるとも考えられるが、市中金融機関・重要産業の幹部に比較する時は寧ろ低目であり、その職務の重要性から云つて適當であると認めてゐる。

二一(問) 公田預金引揚に対する金融措置如何

(答) 公田の市中銀行に対する預金は常時一〇〇億円以上のばつておるが、近く

總ての預金を預金部に集中管理する措置がとられることになつてゐる。

右預金減少に伴う市中金融に対する影響を緩和する爲め政府としては、右預金の集中は実施期限以後新に公田の収入となるものより実施することとすると共に、右と見合つて相当該の債務償還を行つて金融引締とならざるよう措置する考である。

金融債の発行及び消化状況如何

(答)

従来金融債は興業債券だけであり、その発行もほぼ限度に近づいていたが、見返資金による優先株式の引受により、興銀、勸銀、北拓、商中、農中の五行が金融債の発行を行うこととなり大月中には新に勸業債券一三億円、商工債券四億円、農林債券一の億円が発行され、その消化は主として債務償還を財源として市中銀行により行われたがその成績は極めて良好で、完全に消化された。尚七月は北拓債七億円も発行される。

金融法の立案状況及び主なる改正点如何

(答)

銀行法その他各種の金融機関の制度を律すべき基礎法規の全面的改正は、終戦以来かねがね問題となつていたところで、さきに金融制度調査会が設置され、又昭和二十三年にはこれに関する司令部の非公式提案もあり、政府においても研究を進めて来たところであるが、最近においても関係方面と連絡しながら、来る十二月に開かれる通常国会への提案を目的として、目下検討を重ねている。この新しい法律案は、かりに「銀行及び金融業者に関する法律案」として名付けられるようなものであつて、ひとり銀行ばかりでなく、信託会社、証券の株式会社及び信用協同組合等も含め、信用の授受に関する銀行的な機能を行う者は特殊のものを除き、すべてこの法律による規制の対象とすることを考えている。この法律案は、その内容をわが国の実情に適合させる必要のあることは勿論であるが、これとともにわが国の置かれてゐる国際的な環境を充分に考

意し、最近の外國の立法例をも勘案し、直に國際的な水準に立つたものとし、
又その形式、表現等についても、できる限り分り易いものとしたいと想つてい
る。

問題点の主なものとしては、資本の最低限度、一人に対する貸出の制限、不
動産所有の制限、積立その他經理に関する事項、検査、預金支払準備（リザー
ブ、シスラム）の問題等本況に宜つており、現行の銀行法等に比し、その具体
的内容は著しく豊富になることが予想される。

政府における法案の作成は、左お検討の途上であり、以上述べたところも今
後の情況により変動のありうることは当然であろうが、何分量的にも相当程度
に達する重要な基礎的な法であるのでなお充分慎重に検討を重ねた上で提案
し、来るべき通常国会で審議を願いたいと考へてゐる。

（答） 新銀行設立の気運は、昨年末以来、全国的に起つてゐるが、現在までに当局
に申請書その他の書類の提出があつたものは、東北銀行以下八行程度にのほり、
その他計画進行中のものも若干ある模様である。この中、東北銀行については、
去る大月末に内認可の処置をとつたが、その他の諸行は目下慎重に内容を検討
してゐる。

当局としては現在の中小金融難の打開と一限一行による既存銀行の競争的弊
害を除くため健全にして企画良好なる新銀行は積極的に勧奨したい方針で
あるが、地元の経済力を無視し、単に既存銀行に対する対立的悪感情とか金を
借りるためのみに設立されるような健全な銀行を設立する気持は全くない。
従つて新銀行の設立申請については、地元の経済力、発起人等の人格、能力、
資本、構成、既存銀行との関係、将来の発展性等を充分慎重に検討したいと

考えている。

(参考)

申請書等受理銀行	資本金	
東北銀行	三,〇〇〇万円	(岩手県)
山形興業銀行	三,〇〇〇	(山形県)
武蔵野銀行	五,〇〇〇	(埼玉県)
甲州銀行	五,〇〇〇	(山梨県)
盛信銀行	三,〇〇〇	(静岡県)
大泉銀行	三,〇〇〇	(岐阜県)
泉州銀行	三,〇〇〇	(愛知県)
豊和銀行	三,〇〇〇	(大分県)

二五(問)

中小金融特別店舗の運用状況如何

(答)

中小金融特別店舗は、目下の中小金融難を打開し、銀行取引に便宜のない多数の中小企業者に金融の機会を与えるため、特に中小金融の困難な大都市にこれを設けることとし、都市銀行十一行に第一次、第二次合計六十四店舗を指定して中小金融特別店舗の設置を認められた。

都市別の店舗数は左の通りである。

東京都	二	三	八
大阪市	一	五	二
神戸市	六		三
名古屋市	四		六
計			六四

右の各店舗は第ニ次指定分若干を除き、既に営業を行っており、かなりの成績を挙げている。
その概況は左の通りである。

貸出 実行

自四月二十日 三、八〇七件 一、八八三件

至五月二十日 一、八〇九、五三七件 五、四六、〇四七件

自五月三十一日 六、三二六件 四、五九〇件

至六月三十日 三、一一四、九〇六件 九、九〇、二六七件

計 一〇、一三三件 六、四七三件

三、九二四、四四三件 一、五三六、三一四件

中小金融店舗を右以外の都市に拡張することについては銀行の負担、範囲

二六 (簡) 外国銀行の現状如何

(答) 現在本邦に進出している外国銀行は、別表の通り、十三行、二十六店舗である。(別表参照)

これらの外国銀行はすべて日本の銀行法によつて営業の免許を受けたものであつて、国内業務についてはわが国の銀行と同様、日本の法令の規定に従つて営業を行つてゐる。唯、占領軍及び軍人、軍属を相手方とする取引については司令部の免許による。

外国銀行の行う営業の範囲は預金、貸出外国為替業務すべて国内銀行と何等差別なく取扱つてゐる。

銀行名	支店名	免許及認可の期日
アメリカ銀行	東京支店 横浜支店 神戸支店	昭和二十四年十二月二十八日
ガ・チエズ・ナショナル・バンク・オブ・ガ ニユーヨーク	東京支店	
ガ・ナショナル・シティバンク・オブ・ニ ューヨーク	大阪支店	
セ・ホンコン・エント・シヤンハイ・バン キング・コルポレイション	東京支店 横浜支店	
オーストリア・エント・マインナー	大阪支店 神戸支店	
マーカントイル銀行	東京支店 大阪支店	
印度支那銀行	東京支店	
和蘭銀行	東京支店 大阪支店	
南印商業銀行	東京支店 神戸支店	
中国銀行	東京支店 大阪支店	
印度銀行	東京支店	
朝鮮銀行	東京支店	

昭和二十四年十二月二十八日

二七(問) 銀行店舗に関する方針如何

(答) 銀行店舗は現在(四月末)本支店、出張所、代理店及び若所を合し、総計五、五九〇の多きに達し、戦時中の不合理な店舗配置をそのまま継承し、戦後の経済事情の変化に即応しないものも多いため、これを合理化するを、新たに老舗整備方針を決定し、目下これに基いて鋭意配置転換を勧奨している。その主眼は、不合理店舗の整理を主眼とし、同時に、経済事情に即応した合理的再配置を行うのであつて、必要な場合には新設も認めている。店舗の中、出張所、代理店、若所等は概ね本年中にこれを整理し、廃止するか又はやむを得ないものについては支店昇格を認めることとしている。

二八(問) 銀行の預金、貸出の状況如何

(答) 別表の通り。

全国銀行（七四行）預金、貸出金月別額
（単位百万円）

年月	預金	貸出金
昭和二十四年四月	五三、八一八六	四一、五、二五二
五	五六〇、八九三	四二、五、八七八
六	五八二、五三三	四五、九、一五三
七	六一五、四二二	四九、〇、六六一
八	六三四、二九九	五一、八、六二八
九	七一、一、三八二	五六、三、三五三
一〇	六六九、八四五	五八、八、六二四
一一	七〇〇、三六九	六一、二、三三一
一二	七九二、〇一八	六七、九、〇五二
二五年一月	七六九、七〇一	六七、九、一三二
二	七七四、一三七	七〇、六、四五九
三	八七六、三〇八	七四、五、八四〇
四	八三九、四八〇	七六、九、〇九九
五	八三八、七三〇	七七、一、三三〇

二九（問） 銀行収益の現状及び見通

（答） 銀行の収益は最近引続いて良況を維持し、三月決算における収益状況は左の通りとなっている。

総収入に対する割合 七・〇％
株主資本 二六・六％
払込資本 三二・三％

右の収益率は一般の企業に比し、かなり良好な状態にあることを示しているが、その理由は主として貸出増加に伴う利息収入の増大にある従ってこれらの収益はつとめて内部の蓄積に保留し、再建整備によつて一応課となつた積立の充実によつて経理の健全化に努力する必要があるが、同時に、産業界の金利負担をも考慮し、金利引下の財源ともすべきであろう。

今後、経済の安定と共に収益増加も逐次落着きを見せると共に、過般の金利

引下の影響もあらわれてくることと思われるので現在の収益が長期に持続するものとは考えられず他方、貸出増加に伴う貸倒危険の増加も予想されるので今後の見透は必ずしも樂觀を許さない。

三〇(題) 最近の預金部状況はどうか。

(答) (一) 預金部資金原資の総額は、最近二千億円に達している。

即ち、昭和二十年度当初一、一七一億円であつた預金部資金は、年度間六四億円を増加して、余の増加を併せて、大目未見で一九六五、五九百円昨年末一、八一四、九五百万円に達し、本年度第一四半期中も毎月平均五の億円の実績を示している。(いずれも未整理勘定控除)

預金部資金は極めて僅かな積立金及び損益差額を除いては、全部が預金部預金から成り、ている。この預金部預金の大宗をなすものは、いふまでもなく郵便貯金であり、これに続いて厚生保険預金、簡易生命保険及び郵便年金預金が重要な構成要素をなしている。各預金の昨年度間の増加額及び昭和二十五年大目未の現在高を示せば次の通りである。

合計	積立金その他	預金部預金合計	浮動性短期預金	短期性預金	安定性預金	小計	その他の長期預金	郵便生命保険及郵便年金	厚生保険	郵便貯金	現在高		増加額		現在高		増加額																																								
											昭和三十四年	昭和三十五年	昭和三十四年	昭和三十五年	昭和三十四年	昭和三十五年	昭和三十四年	昭和三十五年																																							
117,083	195	27,258	956	9,359	9,359	109,943	4,545	8,778	9,787	82,913	100.0	0.2	100.0	0.2	27,063	100.0	0.6	99.4	3.1	12	95.1	13.7	14.6	12.4	25,136	100.0	36.6	64.4	1.1	3.6	52.7	2.6	6.2	6.8	44.1	15,164	100.0	4.8	75.2	12.5	19.5	134.2	0.9	20.4	39.3	20.4	19,659	100.0	4.3	92.6	0.2	3.6	95.8	3.6	10.5	12.1	62.6

(百万円)

これに対して、預金部資金の運用は、国債、地方債及び公債に対する融資を
 主とし、この外に、随時の短期的運用として、貿易及び配炭関係の公債の滞債
 及び未収金融資産（総枠一五〇億円）と、市中金融機関への短期預け金（総枠一
 〇〇億円）とを行つてゐる。（「滞債金融と預金部資金」及び「預金部資金の
 市中預託」参照）

本年大目未日現在で預金部資金の運用対象は、長期国債五一三億円、（二大
 〇％）、食糧証券一八三億円（九三％）、公債債付金二〇五億円（一〇・四％）、
 地方債及び地方公共団体債付金八三〇億円（四三・二％）滞債金融のための預け
 金七三億円（三七％）、市中金融機関に対する短期預け金一〇〇億円（五・一％）
 等が主となつてゐる。

（別紙）昭和三十五年六月三十日現在預金部状況参照）

昭和三十四年度預金部資金運用の実績

昭和三十四年度においては、長期性預金部預金の純増加は左の通り、六一・二

七七百万円であつた。

郵便貯金

四〇、二二四百万円

簡易生命保険及び郵便年金預金

八八五一

厚生保険預金

九四九九

その他

二七〇三

計

六一、二七七

長期運用のための原資としては、右の外に、前年度からの繰越一、八二六百万円及び既投資の回収六、六五三百万円があつたので、その総額は、七九七五百万円に達した。

これに対し、運用は、次の通りであつた。

地方債引受

三一、〇〇〇百万円

農林五公田貸付

二、〇五〇三

公田常債融資(額ノ金)

四、〇二七

小額国債等の買入

一、二四二

計

六六、七二二

これらの運用のうちで、実質的に長期運用と見るべきものは、地方債の三一、〇〇〇百万円のみである。

長期原資の余裕金及び短期原資の大部分は、食糧証券の購入に充てられていゝる。食糧証券及び現金の合計は、昭和二十四年三月末現在二、一六四〇百万円から、一九五〇年三月末現在二、八〇三六百万円に増加した。

この外、生度内に回収せられる短期運用として、昭和二十四年度に行つた主要なものは、地方公共団体に対する短期融通と、復興金融債券五〇億円の購入である。

前者は、地方公共団体の歳計現金補填のために行う短期融資と、災害緊急融資の両者を含み、最高は昭和二十四年十二月末において九、一六二百万円に達し

た。(別紙二、昭和二十四年度預金部資金運用計画実績参照)

(三) 昭和二十五年度預金部資金の運用計画

昭和二十五年度における運用可能な原資は、現在の見通しでは前年度からの繰越分及び回収を含め、九六三億円に達する見込である。この外、米回対日援助見込資金による預金部所有低利国債の償還が一応二八〇億円程度計画されているので、これを合算すれば、本年度運用可能な原資の総額は、一二四三億円となる。

その内訳は、左の通りであつて、預金増のうち、郵便貯金、厚生保険預金及び簡易生命保険がその大部分を占める。

郵便貯金	四〇〇億円
簡易生命保険預金	一一〇億円
厚生保険預金	一〇三億円

預金増計	六三三億円
前年度純剰余繰越原資	一三〇億円
収入	二〇一億円
計	九六三億円
債務償還	二八〇億円
合計	一二四三億円

これに対し、本年度における運用として決定を見た金額は今のところ地方債引受三七〇億円のみすぎない。昨年度における主なる運用対象の一であった農林関係公田も、漸次解散の方向にあり、本年度においては、これに対する運用は、約三二億円の減少を見る予定であり、金融機関預け金及び滞債金融も年度内には全部回収せられるので、今年度殊に後半期における預金部資金の剰余は、現状のまま推移すれば、相当の金額に達するものと考えられる。

なお、この外、地方税法不成立に伴う臨時応急措置として、第二四半期中約

二百億円に達する地方公共団体に対する短期融通を行い、第三四半期分として、八月以降若干の増加を見るものと予想されているが、これらは、地方税法成立以後漸次年度内には全額回収せられるものである。

預金部資金の原資が蓄積の一途を辿っているに拘らず、長期の運用がこれに伴わず、原資と運用との間に大きなギャップが生じつつあるのは、運用が原則として国及び地方公共団体に対する資金供給に限定せられていることによるものである。

国債の新しい発行がなく、地方債の年間の起債許可額が制限せられている現状の下では、新規の増収原資の過半は、短期の運用に充てられざるを得ない。従つて、昨昭和二十四年度において、預金部の種券手持高は、五七四四百万円とさほどの増加を見なかつたに拘わらず、預金部資金のうち短期運用の比率の占める割合は、いちじるしい増加を見込んでいる。即ち本年三月末の資産構成

を除いてなお運用総額の約二〇％に達したのである。預金部を運する政府資金の増収尻が、一応さほど極端な数字を示すことなく推移したのは、このような活発な短期運用があつたからである。然し本系長期性の貯蓄資金であり、長期の建設資金に適する預金部資金の相当部分がこのように短期にしか運用せられていないということは金融の常道としては必ずしも観迎すべきことではない。

これらの事態を改善し、預金部資金を有効に運用しうるためには、過去においてインフレーションの抑制策としてとられ来つた運用の制限を緩和して、日本経済再建のための有効な長期資金としての活用に十分意を用いる必要がある。現在、この点については、鋭意研究中であつて何らかの形態で少くとも問題の重要なる部分が早急に解決を見るものと期待している次第である。

(参考)

一、公企業の建設改良資金として建設国債の引受	一五、〇〇〇
電気通信事業国債	一〇、〇〇〇
日本国鉄道債付	三、〇〇〇
国有林野事業国債	二、〇〇〇
二、公共事業費(国債及び地方債)	二五、〇〇〇
三、地方債の引受	五〇、〇〇〇
四、証券行公募地方債の引受	一、五〇〇
五、土地改良区(水利組合、耕地整理組合)に対する貸付	一〇、〇〇〇
六、健康保険組合に対する貸付	二〇、〇〇〇
七、国民金融公庫に対する貸付	三〇、〇〇〇
八、金融債の応募又は引受	一四、〇〇〇
計	一一一、五〇〇
九、翌年度へ繰越	一一、八二二

150

三一(問)

住宅建設資金の貸付方針及び将来の改善措置如何

(答)

住宅資金の貸付は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金を長期低利に、広く、公正に且迅速に融通し、しかも償還の確実に期することを主眼として次の方針をとつてゐる。

- 1 申込手續については出来るだけ簡素化するが、他償還能力の審査の点も考慮して必要限度の書類を以て処理せしめてゐる。記載その他の煩雑については、受託金融機関をして、懇切に指導せしめてゐる。
- 2 貸付の決定はあくまで公庫の責任を以て公平なる方法を以て決定する。
- 3 申込者の便宜を考慮して貸付を行う区域を拡張して取扱つてゐる。(即ち第一回申込受付開始のときは一回一都市一町一八三店舗であつたが、第二回受付開始に際しては、九九都市七町一一〇の店舗を新に追加して現在合計三四〇都市八町二九三店舗を公庫業務の取扱店に指定してゐる。)

151

4 なお、店舗付住宅その他の併用住宅についても償出を行うこととした。
次に、将来の改善措置としては目下受付けている申込の状況に徴し自己負担金
について再検討を行ない、同時に土地の購入等に関する幹旋を積極的に推進す
る方途について研究することと致したい。

(答) 委託金融機関の選定に当つては現実にその委託の必要があることと、経営基礎
の強固で処理能力を有する金融機関を選定する方針をとつてゐる。これが具
体的基準は次の通りである。

- 1 全国の都市及び近傍町村における住宅不足戸数を基礎として必要性を判定
する。
- 2 これに対する委託金融機関の選定は(東京都は区毎)の人口十五万に一店
舗を原則として算定し、地域的に成るべく善編的に配分する。
- 3 委託金融機関は差当り地方銀行、信託銀行、無尽会社及び信用組合とし受
託希望の機関に委託する。
- 4 なお金融機関の選定に当つてはその経営基礎が強固であり且つ充分の処理
能力を有することを条件としてゐる。

5 現在迄に遷居した金融機関は二四〇都市八町二九三店舗（支店を含む）となつてゐる。

二三 (問) 農業協同組合に対する指導方針如何、特に貯蓄停止組合等不振農業協同組合に対する方針)

(答) 最近農業協同組合及び連合会の経営の不振又は破綻によつて中には貯蓄資金に事欠き、農林金融の混乱ひいては、農林経済の破綻を惹起する虞があると思われている。これに対し政府においても急速なる対策を講ずる要を認め中央においては本年四月緊急対策要綱を定めると共にそれぞれ地方に経営対策協議会を設立して具体的措置を実施せしめてゐる。即ち、役員員の陣容の整備を図り経営能力を増強せしめると共に財務については既往の償付回収計画の樹立及びその実行、欠損補填の方途の確立並びに経営の改善、特に定期的貯金の吸収、事業部門と金融部門との經理の区分を行ふことにより急速に、再建整備を確立し、その健全化を期することに努めてゐる。なお、農業協同組合の經理に根本的な改善を加ふるため

- (1) 自己資本額の基準
 - (2) 資金融通の制限
 - (3) 計理の区分
 - (4) 貯金等の運用の基準
 - (5) 貯金等の払戻準備の基準
 - (6) 余裕金の運用の基準
- 等を規定する政令案（農業協同組合法に基づく）を準備中である。

(答)

元来、農林金融の特殊性である金融の季節的な変動に加え、殊に最近における農林水産業の金融逼迫に基づく資金需要、預金残高の低下は勢い金庫の資金繰りを窮乏ならしめ結局は銀借入金等に依存せざるを得ない実情である。

金庫の三日月末決算並びに五月末に資産負債の状況を見ると、その資産の運用面は系統団体に対する貸付、余裕金運用による短期貸付（銀行保証農林水産関係産業への投資）及び諸社債農手割引であつて、本金庫の融資は、農林金融の特殊性により他の金融部門に比し固定化する傾向があるが、必ずしも、これが直接欠損となるということは早計である。

尚先般の新聞記事は些か誇大に報章されたうらみがあつたが、事實は以上申述べたように、何等の経営不安はなく、検査による不良資産のうち回収不能分については昭和二十四年度決算において既に銷却せしめ、固定債分については

回収計画を樹て順次回収せしめて相当の成績をあげている。なお、昭和二十四年度決算は不良資産の銷却後においても、左お、二千百万円の剰余金を計上し、次第であつて今後についても不安は感じていない。

金庫の資金充実にについてはさきに四億円の自己増資を見込るのであるが更に見返資金による二十億円の優先出資も決定しこれに伴い農林債券を発行（第一回十億円）して資金の確保に努めているものである。

金庫経営をめぐる当面の問題は、預金コスト高、貯金の系統外流出、系統貯金の不振、供米前渡金の經理等があげられるが、これらについては、当局においても種々考究中であり、今後一層経営改善について警励すると共に適宜適切なる指導を加ふる考えである。

（答） 信用組合の事業免許にあつては、金融機関としての健全経営の可能性の有無、具体的には(1)組合の必要性、(2)その地盤とする地域の経済力、(3)組合設立の目的、(4)吸収可能の資金量及びその質的構成、(5)他の金融機関との競合関係、(6)経営者の適格性等につき慎重な審査を加えた上、健全経営の可能性の見透しを有するものについては、速かに免許を与えてある次第であり、この方針については、今後においても格別変更を要すべきものはないと思料される。

左お、中小企業等協同組合法施行以後、現在（六月末日）までに、内免許を与えた組合数六の組合（うち正式免許を与えた組合数は二五組合）である。

次に信用組合の一般的な指導方針としては、金融機関としての健全経営を達するよう、資金運用、予金増加について、積極的指導を行うと共に、當時指導検査を行ない、経営改善の措置をとらせる等預金者保護に万全を期している。

しかし乍ら、信用組合のうちには、業績が振わず最近の経済情勢においては、貯金の支払に不安なる状態に陥る懸念のあるもの、又その事業地区が競合し、濫立状態にあつて、組合経営の確立が困難なもの等が、若干見受けられるのは誠に遺憾であつて、これらの組合に対しては、常にその経理状況の推移に留意しているが、経営改善の見込なきもの、不当な競合関係にあり、その組合の所在地の状況等に鑑み、競合により組合の基礎が強固になり、経営の合理化が促進される場合等においては、実情に応じて自主的統合を図らせる等、資金者保護に努めると共に経済界の変動にも備えて、適切な措置を講じている。

(答) わが国における信用保証協会は昭和十二年に設立された東京信用保証協会を嚆矢とし、それについて大阪及び京都に設立を見たが、戦時中は事実上休業状態に近いものであつたが、終戦後戦時経済崩壊の後をうけて産業の民主化、中小企業の復興等の容観状況の変化に伴い信用保証協会の事業も急進展を見るに至つた既設協会が急激に事業量を増加したことは当然であるが更に全国各地に協会設立の計画が起り、現在協会数四十八を算するに至つた。信用保証協会は従来民法による社団法人として設立されたのであるが、事業者団体の関係から今後設立されたものは財団法人組織のものに限られることは勿論、既設の協会も財団法人に改組されることになり、現在財団法人三十協会、社団法人十八協会を算するに至り社団法人組織のものは改組準備中である。

次に信用保証協会の事業状況を述べれば四目未現在において、保証申込総額

百参拾五億八千参百万円、保証承諾額八拾八億八千四百万円、保証現在額は四拾八億貳千七百万円であり、寄附金、出資金の総額は八億参千六百万円（その内訳は公共団体七億参千参百万円、金融機関四千五百万円、業者団体五千七百万円）である。なお、今後これら信用保証協会を法制化することについては目下研究中であるが事業者団体法等の関係もあり、現在のところ著しく困難な見透しである。

（答）一、中国及び朝鮮の動乱の推移に鑑み、これに伴う戦争危険も予測せられるところであるが、この状況下にあつて、船主及び輸出入貿易関係者から政府において海上の戦争危険を保障するため適切な措置を講ずるようにとの要望あり、保険会社としても、政府の再保険措置が適当に行われるならば、海上戦争危険の引受けに乘出す模様である。現在のところ、戦時中のような政府の全面的負担による一般的な陸上戦争保険、戦争死亡傷害保険等の制度を実施すべき段階には達しないと考えられるので、差当り昭和二十五年度の予算に計上されている総額三十億円を限度とする国庫債務負担行為に基いて、東亜火災海上再保険会社との間に締結されている再保険契約を活用して、大型船舶や輸出入積荷に対する海上の戦争危険の再保険を実施したい。

三 この目的には、政府と東亜火災社との再保険契約を改訂し、新正に戦争危険
 に対する再保険料率の取極めを行う必要があるので目下手続中である。
 三 なお台国庫債務負担行為では、二億円超の損害額を政府が負担することにな
 つているが、事態の推移によつては、一億円超の損害額を政府が負担すると共に、三
 十億円を限度を拡張することも考えられるので、その要否を検討中である。

(参考)

国庫債務負担行為による東亜火災社との再保険契約の実績は次の通りである。

収入	保険料	支払再保険金
昭和二十二年度	二、三、五三六、八四一 円	〇
昭和二十三年度	五、〇六一、二八三	〇
昭和二十四年度	三、七八二、三八五	〇
(五月収入分まで)		〇
計	一一、〇六一、四一五	〇

三八 (續) 外国保険会社の状況とこれに対する方針如何

(答) 一 戦後における外国保険会社は、司令部の免許の下に、日本政府の管轄外で主
 として進駐軍関係の保険契約の引受けを行つていたものと、昨年六月一日公布
 施行せられた「外国保険事業者に関する法律」に基いて、日本人相手の保険契
 約を行うものとの二本建てであつた。

二 然るところ、六月十六日付覚書「司令部免許の失効について」により、七月
 一日以降外国会社の保険事業の免許は、すべて前記法律に基き大蔵省において
 外資委員会と協議の上これを行うこととなつた。

三 去る七月一日までに、日本政府で免許した会社は、米日系損害保険会社五社
 (内ニ社は戦前免許会社)であつたが、七月一日付で英国系の戦前免許の損害
 保険会社二十一社につき免許の復活が行われた。目下免許申請中の外国会社は
 大社であるが、このほか司令部の免許で営業していた会社相当数が免許の申請

を行うことが予想される。

四、今後、外国会社に対しては、再保険の交換等により、日本保険市場に対する協調を要請しつつ前記法律により、日本保険会社と同様の監督を励行したい。

(答)一、本保険の実施は通産省所管であり、保険会社による元受保険の引受は六月中旬より開始されたが、その後旬日にして韓国における軍事情勢があまり、通産省は、韓国、中共、台湾向輸出契約につき、保険会社の引受業務の制限を行っている。

この保険の担保資金は、昭和二十五年度的においては、一般会計からの繰入金五億円(資本)と前年度剰余金受入五億五千八百二十万円計十億五千八百二十円と本年度の保険料収入であるので、無制限に引受を行うときは再保険金の支払を賄い切れぬ限もある。

二、目下のところ新たな韓国向輸出契約は特殊な条件によって行われ、台湾向輸出契約については全面的に引受を停止しているわけでもないので情勢の推移に応じ、運営の適正を期してゆきたい。

三 七月五日現在において引附した仕向地域別本保険の契約状況は次の通りである。

仕向地域	件数	保険金額	再保険料
台湾	六九	一、二〇、三八四、三三四、二五	二、六、三、七三
韓 国	五	九、三七二、五九九、九	四、一、九二二
中 国	一五	一、六六、七九九、三四六、八四	四、四、一、八〇四
タイ 国	六	二、八六二、九九七、四〇	七、三、〇七
仏領印度支那	一	九三六、二七二、四〇	三、二、四七
香 港	四	一、三、〇一八、八七二、四	三、二、四四
シンガポール	二	一、四九、九三四、七六	一、八〇〇
計	一〇二	三九、六、〇三、七六一、一八	一、一五、九、六九八

四 なお、輸出金融公庫法の運営上、本保険の担保範囲の拡張等を考慮する要もあると思われるので検討中である。

四〇 (四) 民営保険と簡易保険の競合に對する所見

(答) 一 簡易保険は民営保険に加入することが相当の負担になる小額所得階層に對して、生活の保障を与えることを目標として出発したものであつて、この趣旨から、民営保険と簡易保険とは全然その契約者層を異にし、競合は予想されてい

なかつたのである。
 しかしながら、簡易保険においても、民営保険と同様に最高保険金額の限度を終戦後昭和二十一年十月に、従来の二十万円から五十四万円に、二十三年一月に二十五万円と大巾に引上げ、昭和二十四年四月以降においては、その限度を五万円に引上げたために、民営保険との競合が生ずるに至つた。更にインフレーションの収束に伴い、契約締結金額が低下の傾向になつて来たので、この問題は今後も生ずるものと予想される。

三 昭和二十四年度の新契約高は、簡易保険二、二八六億円、民営保険三、三八七億

四とほぼ同様であり、その保有契約高も簡易保険は民営保険の六八%強に達しているが、その中で民営保険の新契約件数の金額別の分布状態を見ると、五万円までのものが、約五〇%乃至五五%と推定せられ、この分母において前者は競合している事情にある。

元来、簡易保険は前述した趣旨のものであり、民業を圧迫しないことが建前であると考えられるので、この点から、当分の間、この最高保険金額は据え置くことによつて、不必要な募集上の摩擦をさけるべきであると思ふ。

(四) 株式及び社債の最近における発行状況及び今後の発行見込如何

(答)

証券取引法が施行されてから今日まで、すなわち昭和二十三年七月から昭和二十三年七月から昭和二十五年六月までの期間における株式及び社債(直業債に限る。)の発行総額は、千六百九十五億円に達している。その内訳は、株式の発行総額については、昭和二十三年七月から同年十二月までに二百七十九億円、昭和二十四年一月から十二月までに八百二十二億円(内上半期においては、三百三十四億円、下半期においては、四百八十八億円)、昭和二十五年一月から六月までに二百二十一億円(一月三、七八百億円、二月三、八〇九百億円、三月二、〇九二億円、四月四、八二〇百億円、五月三、三六六百億円、六月四、二〇〇百億円)となつており、社債の発行総額については、昭和二十三年七月から十二月までに約四億円、昭和二十四年一月から同年十二月までに百六十五億円(内上半期においては、百四十六億円)、昭和二十五年一月から六月までには二百十四億円(一月五、七一

の百萬圓、二月三、二〇、五百萬圓、三月三、三〇、百萬圓、四月三、三〇、百萬圓、五月三、三〇、百萬圓、六月一、五七、百萬圓)となつてゐる。

株式については、本年に入つてから発行が減少し、殊に最近では増資額の大なるものの発行が激減しているが、これは市況不振に基く増資が公の困難によるものである。

一方社債については、昭和二十四年下半期以来発行が激増しているが、これは昨年九月以降における数次にわたる発行條件の改善、金融機関の社債買入れに伴う日本銀行による公債市場操作(昨年六月以降実施)日本銀行における社債擔保貸付の優遇措置等の結果によるものと認められる。

次に昭和二十五年下半期における株式及び社債の発行見込額については、市況の推移により左右されるので、その推定は極めて困難であるが、概算すれば以下のとおりとなる。すなわち社債については、金融債との関係もあつて、昨秋以来のようにながれが順調に行われるかどうか疑問であるが、毎月約三十億圓から三十億あると推定されるから、下半期を通じては約二百億圓の発行が予想され、株式については、下半期において約二百億乃至二百五十億圓の発行が予想される。

(答)

いわゆる安定政の実施に伴う経済情勢の変化は、証券市場に系統的に影響を及ぼすに至り、昨年九月を境として株式市況は下落の一途を辿っている。

すなわち、株価指数(昭和二十一年八月を100とする)についてみると、次のとおりである。

昭和二十四年	五月	七〇〇・三
	六月	六七五・八
	七月	五六五・〇
	八月	六二八・八
	九月	六二〇・〇
	十月	四七六・二
	十一月	四二五・七
	十二月	三二六・五

昭和二十五年

一月	二八〇・一
二月	三一八・八
三月	三〇七・三
四月	二六六・一
五月	二八一・三
六月	二六〇・八

又、平均株価（東京証券取引所上場銘柄）についてみると、次のとおりである。

昭和二十四年

五月	一七二・〇
六月	一五四・〇
七月	一三一・〇
八月	一四一・一
九月	一四三・三五
十月	一〇〇・六
十一月	一〇一・五
十二月	八三・七

昭和二十五年

十一月	八三・七
十二月	七二・六
一月	七八・五
二月	七五・〇
三月	七八・五
四月	六八・五
五月	七一・二
六月	六六・六

なお、東京証券取引所における本年七月六日の平均株価六二四三〇は、同所開設以来の最低値である。

次に株式売買高（全国証券取引所合計）は、次のとおりである。

昭和二十四年

五月	六七、七九二、六三六株
六月	五八、五五〇、四二六
七月	四〇、〇五三、八七三
八月	八三、四六三、六三〇

昭和二十五年

九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月
七五、〇六三、四一五	四六、四五五、六〇九	四一、九八七、六四一	四八、三三〇、〇三〇	三七、六五八、六一八	四八、五九二、六〇一	四四、三二四、三四九	四三、六九三、三九八	五三、〇五四、三〇四

なお、東京証券取引所における昨年八月二十六日の売買高二十六万株は、同所開設以来の最高記録であり、本年二月四日の売買高五万六千株は、同所開設以来の最低記録である。

三(問) 証券対策如何

(答) 証券市場の不振打因するにめ、政府においては、昨年八月以降、適時必要を対策すむわち、証券金融についての融資順位の引上、銀行、保険会社による買付動の調整、放出株及び増資株の短期的調整、株式の名義書換強制実施の延期、証券金融会社による貸株、金融制度の実施、隔地業者間の仕切売買の許容等の措置をとつてきた。これらの應急的な対策の外に、政府としては、わが国の経済国建を固る上に証券市場の占める重要性に照らし、従来より根本的対策を検討してきたが、未だ関係方面の諒解を得るに至っていないのでいまだ實現をみていないのである。しかし今後とも、その實現に努力したいと考えている。

なお、現在は、昨年未だの株式市場の不振により証券業者の資財内容が悪化してきているので、証券市場を維持する意味においても業者の資財内容を改善することが先決問題であり、目下その対策を実施している。

四(問) 証券業者の整備及び資産内容充実について換るべき措置如何。

(答) 最近における市況不振により、証券業者の資産内容は悪化しているが、政府として、投資者保護のため、更にレギュラトリーウエイ実施のための前提条件をつくるため、資産内容改善の見込がある者については、極力これに改善に努力せしめ、その見込のない者については、廃業、営業譲渡、他社との合同等をすすめる方針である。

なお、証券業者の資産内容の改善に資するため、引受売買株式会社の有価証券、所有不動産の資金化、増資申込金手当には要する資金の融通について目下検討中である。

専 断 係

一(問) 原料葉煙草の生産計画及び方針はどうか。

(答) 昭和二十五年以降の生産計画は国内にはこの需給及び輸出入の見直しから別表のとおり立案した。製造にはこの品質を改善するためには約一ヶ年熟成した原料(アメリカに於ては三ヶ年熟成)を使用する要があるのでその生産方針としては毎年の製造所要数量及び大体一ヶ年程度の原料を保有し得るようようにするため年々九十四五百万斤程度の生産を確保し特に両功の品質改善のためその主原料たる黄色種の耕作面積を拡張し、又面任系種の面積は逐年減少して黄色種栽培に適応する次第は転換すると共に原料葉の品質改善に努める方針である。

昭和二十五年以降米穀の生産差計画

年次	在来		新増		ハイレ		計	
	新作物収量	収量	新作物収量	収量	新作物収量	収量	新作物収量	収量
昭和二十五年	一、九〇〇	四、九〇〇	一、二五〇	四、五〇〇	一、八〇〇	一、五七五	五、三〇〇	一、七七八
昭和二十六年	一、九〇〇	四、九〇〇	一、七〇〇	四、九〇〇	一、八五〇	一、四八〇	五、四〇〇	一、七九九
昭和二十七年	一、九〇〇	四、九〇〇	一、七五〇	五、〇〇〇	一、八五〇	一、二九五	五、四〇〇	一、八二二
昭和二十八年	一、九〇〇	四、九〇〇	一、七五〇	五、〇〇〇	一、八五〇	一、二九五	五、四〇〇	一、八二二

(一) 期) 製造天はご需給の状況はどうか。

(答) 昭和二十五年年度の供給可能数量は、七八〇億本であつて過去における販売高七三二億本(昭和十七、八年度)に對して七〇%の増加と存るとともに、人口一人当消費量についても昭和十八年度と略同一である、二本弱に達し得ることと存つたので本年四月一日より家庭配給制を廃止して完全な自由販売制と復することとした。

而して、自由販売を復帰後の需給については、何等の混乱も生ぜず円滑に推移しつゝある。
 なお、今後人口増加に依りて、毎年二億本—四億本程度の消費の増加が見込まれる。

昭和二十五年以降の製造高及び販売高推定

年次	製造高	販売高		人口一人日当り消費数量	備	要
		数量	金額			
昭和二十五年						
昭和二十六年						
昭和二十七年						
昭和二十八年						

備 赤
製造高中には輸出用を含ま。

二五 (手算)	二四	二三
八〇〇	七〇八	五五二
七八〇	六五八	五六五
一五七三	一五四二	一三三〇
二六	三二	一九

二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
四七七	四六四	三五七	六三三	八一八	八一〇	七九八	七六五	七一五	六五六	六四〇	六一七	五九五	六〇六 徳本
四七一	四七四	二一〇	六四三	七三二	七三一	七一〇	七一〇	六六七	六二一	六二二	五九三	五九四	五六七 徳本
四五	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三 徳本
一六	一八	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	二 本

三(問) 公社雇員の給与水準はどうか。

(答) 公社雇員の給与については、本年五月以前は、平均基準賃金(本俸、扶養手当、勤務手当)五、九八一円、基準外賃金(特殊勤務手当、超過勤務手当等)一、四〇六円計七、三八四円であったが、労使組合と協議の結果、本年六月以降は勤務時間従来より一週間に付き二時間三十分延長して四十四時間とすることゝ条件として、基準賃金を六、八七六円、基準外賃金の増額は、勤務時間の延長に伴う超過勤務手当予算の節約を以て充てる方針である。

四(問) 昭和二十五年度的における専売差金の見込みはどうか。

(答) 昭和二十五年度的における専売差金は、予算上一、二〇〇億円二十余万円を予定しているが、四月以降の製造は、この売上は、国民購買力の低下等に因り計画を下回る実績を来し、この儘推移するとすれば一七七億円程度の減収とすおそれがあるので、極力施策を講じこれを売上増進を図つて是非とも予定差金の確保を期したいと考えている。

参考

専売納付金比較表

事業別	二十四年度実績	二十五年予算	差引比較
たばこ	一、二二、六〇〇	一、二〇、〇〇〇	二、六〇〇
塩	四、七八三	〇	四、七八三
しょう油	一、五	二四	三九
計	一、一七、八九五	一、二〇、〇二四	二、一二九

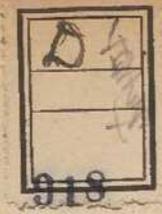
問

地方税法案の修正中附加価値税の実施を更に延期する必要はないか
現行の事業税及び特別所得税においては、課税標準が所得である
ために、実質的には国税たる所得税及び法人税の附加税の性格を
帯び、地方団体の自主性を^弱慮めることとなつており、又、純益が
ない場合には全然課税を受けないこととなるので、応益負担という点
からみても、地方税として適当な税とはいえないので、今回の地
方税制の改正に当り、これを附加価値税に改めることとしたので
ある。

しかし、改正地方税法の施行時期が著しく遅延することとな
つたために、附加価値税を本年一月一日から実施することが困難で
なつたので、案の実施を一年延期することとした次第であつて、
これをさらに延期する考えはない。

もとも、本税は全く新らしい税であるから、この課税方法等
については、シャウブ税制使節団の再来朝^ま機として、附加価値

02



昭和二十五年七月

第八臨時国会想定問答

国
税
庁

税を實施するまでにはなお充分検討いたしたることを考へる。